

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」

平成16年諮問第8号第3次中間答申

パブリックコメント 提出状況
(著作権保護方式の在り方)

情報通信審議会 第3次中間答申パブリックコメント提出状況

提出者	提出件数	意見数
地上放送関係事業者	12	63
CATV関係事業者	5	19
衛星放送関係事業者	3	7
通信関係事業者	2	7
メーカー	3	12
新聞社	1	4
自治体等	4	15
著作権団体等	7	10
消費者団体等	11	17
大学関係者	3	5
個人	24	43
その他	6	10
合計	81	212

意見の対象項目	意見数
全般	4
中継局ロードマップの具体化	34
補完措置の活用のあり方	35
辺地共聴施設への対応	18
受信機の普及	28
著作権保護方式のあり方	76
コンテンツの多様化	9
その他	8
合計	212

情報通信審議会 第3次中間答申 パブリックコメント（「著作権保護方式のあり方」関連）

	所属団体区分	意見	理由
1	その他	現在の衛星デジタル設定されている、ライトワンス及び地上波デジタルに導入されようとしているライトワンスの仕組みは完全に著作権法32条1項に違反し、基本的に許されていないはずの「引用」がまったくできない仕組みを取っている。これは既存の放送事業者や代理店や著作権団体などを不当に擁護するもので、早急に排除すべきである。	現在の衛星デジタルは当初、機器やシステムを、販売、普及する段階では現状のコピーワンスは予告も発表もしていない、プロテクトを勝手にかけたり、ライトワンスの仕組みを勝手に導入した、これは商法上から言っても違法な行為であり、客が買った資源を著しく損なうものである(解っていれば最初から買わない)。ほとんど詐欺と言っても過言ではない。デジタルプロテクトの仕組みを導入するなら、もっと透明性を持って、施行のロードマップをしっかりと提示し、消費者の疑問に答えつつ、消費者の権利を委棄しないレベルで行なわれるべきである。そして、さらに地デジもまた同じ道を歩こうとしている。また、BSデジタルはデジタルだけでなく、これまで普通に扱っていた、アナログにコンバートすることも許さずプロテクトを掛けており、引用の権利さえもさらに奪っている(実際に一部を引用することは不可能になっている)。こんな国は世界中で日本だけであり、あのハリウッドの利権にうらやましい米国でさえ、個人的な複製の権利や引用はしっかり擁護されている。一部の権利団体や日本の悪の根源と言われる某代理店がリードしていることは間違いない。このような稚拙な法律は早急に変わるべきである。このようなことが平気で許されるとコピーワンスの媒体でされた意見広告や告知は引用すら出来ず、裁判所への証拠提出も出来ない、そして一方的な情報の展開となる。これでは暗黒社会そのものである、さらに学問の分野へのダメージは計りきれず、世界中で日本だけ一部の権利者だけが甘い汁を吸い、一般の消費者や生徒、学生が計り知れない被害を受ける世界が現出する。「利権に固執する暇があったら、汗水たらして働け」と言いたい。これらの仕組みは途上国の人間は絶対に上へ上がれない世の中を作ろうとしている。そのうち、この国の利権者は途上国から壮大なしっぺ返しを受けるであろう。こんなデジタルを普及させるなら、デジタルはいらない、アナログ停波はもう少し考えた方がよい。中間答申一（平成16年7月28日発表）は当たり前である。
2	個人	・「デジタル放送における著作権保護方式のあり方」について 「コピーワングェネレーション」（コピーワ）を「EPN」に変更する、という話のようですが、既存の機器に絶対に影響が無い事を保障すべきです。	この変更によって、国民が新たに「EPN」対応機器に買い替えなければならない、等という事は絶対に受容できません。 また、「改善のあり方に関する考え方」の「イ 受信機の機能改善」は問題外です。これでは、単にムーブできる回数が1回から2回に増えるだけで、しかも録画機器におけるコンテンツ管理が非常に複雑になってしまいます。その複雑になった分の開発コストは、結局価格となって国民の負担となります。これ以上国民に負担を強いるものは、「改善」の名に値しません。論外です。 そもそも、コピーワは利用者に不便を強いるものであり、これもやはり「便利で綺麗なデジタル放送」等と宣伝している事に反する詐欺同然のものです。 コピーワは、もともとその存在そのものが不要です。 著作権者の利益を保護する事も大切ですが、コンテンツは、利用されなければいざ知らず優れたものであっても無価値である事を認識すべきです。海賊版の横行が心配なのであれば、罰則を厳しくすればよろしい。海賊版の製造や販売が割に合わないような社会にする事が肝要なのです。ごく一部の悪質な者の為に、大多数の善良な者達が不便を強いられるような社会は、どこかおかしいです。 何より、国民には、「デジタル放送を見ない」という選択肢も存在する事を忘れて下さい。いつまでも「テレビが娯楽の王様」ではないのです。著作権者の利益保護に汲々とするあまり、利用者側の利便性を無視した現在のデジタル放送は、とても歪で醜いように思えます。
3	個人	・中間答申全体について 今回の中間答申で、「B-CASカード」の取り扱いについて全く触れられていない事が不思議です。有料放送を受信するならともかく、無料放送である地上デジタル放送（以下地デジ）の視聴にさえ「B-CASカード」が必要な方には、全く納得がいきません。少なくとも、地デジに関しては、「B-CASカード」の不要な形にすべきだと思います。	そもそも、「B-CASカード」等という、一民間企業が発行しているカードを全デジタル受信機に必須装備する、という事自体、独占禁止法に違反している疑いがあります。何故このような状態が今まで放置されてきたのかも不思議です。 デジタル受信機は、「B-CASカード」を発行している、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（以下ビーエス社）の審査を受け、許可が出なければ「B-CASカード」を発行してもらえない事になっているようですが、何故そのような仕組みになったのか、その経緯は明確になっているのでしょうか。そもそも、透明性のある議論の結果なのかどうかも不明なのではないでしょうか。 ビーエス社は、自社のホームページで、コピー制御に「B-CASカード」が必要と記載していますが、「B-CASカード」とコピー制御とは、本来別物なのではありませんか？ 実際、NHKの災害放送は、「B-CASカード」を必要としないコピーワンス形式で放送されているというではありませんか。なのに、いかに「B-CASカード」とコピー制御とが不可分であるかのような記載を行なうのは、一種の詐欺ではないのでしょうか。 そのビーエス社は、自社のホームページで、決算情報どころか、社員数や所在地さえ記載していません。また、数百万件の個人情報や管理する立場にありながら、プライバシーマークさえ掲示していません。このような秘密主義が、公共の電波を利用するデジタル受信機の販売の許可に関わる会社に、それも独占している企業に許されるのは、どう考えても納得がいきません。 この「B-CASカード」がある為に、受信機のコストが高くなっているとしたら、それも納得がいきません。少なくとも、地デジ専用の受信機には、「B-CASカード」が不要になるようにすべきです。そうすれば、受信機の価格もより安価になり、地デジの普及もより加速するでしょう。 今回の中間答申により、コピー制御も見直すのですから、良い機会だと思います。今こそ、「B-CASカード」についても徹底的に見直しが必要だと思います。

	所属団体区分	意見	理由
4	個人	<p>現状のコピーワンス方式は、著作権側に偏り過ぎたもので我々消費者に不都合を押しつける、欠陥規制だと捉えています。今後の違法コピー防止技術として望むことは、</p> <p>① 違法コピーコンテンツを販売するような、ならず者だけを束縛するものとする。こと。</p> <p>② 上記と同義で、個人でコンテンツを楽しむことに制限を設けてはならない。</p> <p>③ 個人情報保護を前提とすべき。</p> <p>④ あくまでも違法にコピー行為を行い、不当に利益を得ようとする者を取り締まる、“警察側の対応（摘発）によってコピーを防ぐ”のが順序として先に着手すべき事。コピー防止技術によって、録画機器になんらかの制限が生じる場合は；</p> <p>① 具体的な機能制限の状況をメーカーがカタログ等で周知すべき。</p> <p>② 上記の制限が、“どの法律”にもとづくものなのかをマニュアル等で具体的に明示すべき。</p>	<p>※ すべての機器に固有の暗号を仕込む行為は上記の視点からどうなのか。</p> <p>善良な市民すべてをコンテンツの面から監視することは、個人の権利を侵害する事につながるのではないかと？</p> <p>個人的な感情で言えば、このような仕組みは気持ち悪く、受け入れがたい。極論すれば、使い方によっては思想統制とも結びつきかねないものではないかと？</p> <p>※ すべての市民を十把一絡げに“犯罪予備軍”と捉え、すべての消費者に不当に制限を押しつけるやり方は間違っているのでは？ 違法コピー技術が日進月歩で進歩し、それに対し警察の取り締まり技術が追いつかない、という事情はあるかもしれない。しかし、そうだとすると、その代償を不当な形で消費者に押しつけてはならないのではないかと？</p> <p>※ 買った後で後悔する、なんて事は消費者の不利益</p> <p>※ メーカー側が法解釈の曖昧な状況で、「とりあえず制限しとけば法的に安心」とするならば、それはあまりにコンテンツ配信者側（著作権側）に偏りすぎる安直な対応、消費者の不利益となる。</p>
5	放送事業者	<p><コピーワンス関連について></p> <p>見直しの議論に当たっては、右記の理由のような現実を踏まえ、映画・音楽・実演家団体など著作権者、著作隣接権者などの意見も広く聴取した上で審議を進める必要があると考えます。</p>	<p>いわゆるコピーワンスが導入された背景には、日本のテレビ番組の違法コピー版が、放送と間をおかずして東南アジアや中国、台湾、香港で流通するなど、放送事業者、著作権者とも看過できない事態が横行している現実があります。これがデジタル放送の導入で、品質の劣化のない高画質の番組が、より簡単にコピーできるという環境では、「海外の映画業界などが日本の放送向けにコンテンツの提供をためらう」などの恐れがあることは十分に予測されることです。見直しの議論に当たっては、このような現実を踏まえる必要があり、著作権者、著作隣接権者などの意見も広く聴取した上で審議を進める必要があると考えます。</p>
6	消費者団体	<p>全ての地上放送にインターネット送信禁止の適用をお願いします。ただし、大災害が起きたときなどは例外としてインターネットの送信を含めて許容できるようにして、多くの人たちが情報を共有できるようにしてください。</p> <p>個人の私的な録画には、現在のアナログ放送での運用と同様に、標準画質での複製、ダビングに限っては制限をなくしてください。</p>	<p>私達消費者は地上デジタル放送への移行に伴い、好むと好まざるとに関わらず、必要な機器を購入せざるを得ません。今までのままで不自由の無かったテレビ視聴や録画を続けるために、経済的負担を強いられるだけでなく、その上更に様々な不都合を受け入れなければならないのは、消費者にとっては不思議でなりません。</p> <p>* コピーワンスのルールではハードディスクへの録画のみが可能で、DVDを利用する場合はわざわざダビングしなければなりません。</p> <p>* コピーワンスのため、操作ミスなどがあっても取り直しも出来ません。</p> <p>* ハードディスクからダビングできるDVDはCPRM対応のものに限られ、通常のDVDより高価な物の購入を強いられます。</p> <p>* DVDには再生専用の「DVD-ROM」一度だけの記録用の「DVD-R」「DVD+R」「DVD-R DL」何度も書き換え可能な「DVD-RAM」「DVD-RW」など様々な種類があり、一般消費者にとっては、どのディスクを購入すればよいのか非常に分かりにくく困っております。その上CPRM対応まで確認の必要があり、一般の消費者にとって不便の上ありません。今までのビデオテープの購入と比べると商品選択の時点で悩む消費者は少なくないと思います。</p>
7	個人	<p>株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズについてネット上で独占禁止法違反であるとの指摘を見受けます。公正取引委員会の管轄だとは思いますが監督官庁としてビーエス・コンディショナルアクセスシステムズを是としているのかの見解を示してください。</p>	<p>ブリタニカ百科事典と同等の信頼度があるとNatureの紙面に記載されたWikipediaにも同様に記載されており、ネット上の風説とするには広がりすぎています。</p> <p>法律に疎い私なども一理あることだと思いました。</p> <p>事実無根であればWikipediaの記述は削除されるべきことであり、あらぬ誤解でデジタルテレビの購入を見送るひとも減少する可能性があります。</p> <p>予定通り11年に円滑にデジタル化するためにぜひともよろしくお願いいたします。</p>
8	個人	<p>B-CAS方式の限定受信・著作権保護システムについて問題があると思います。もっと公共性をもたせるべきじゃないでしょうか。</p>	<p>まず、1民間企業のB-CAS社の独占状態というのは好ましくないと思います。また、著作権保護機構も厳しすぎます。少なくとも、現在のアナログ放送と同等の利便性がなくなれば、これまで興味を持たなかった人までこの問題を認識することになるでしょう。マキャベリ曰く、市民は一度得た自由を二度と忘れない、です。</p>

	所属団体区分	意見	理由
9	消費者団体	<p>地上デジタルが、コピーワンスによって消費者の利便性が後退します。コピーワンスからEPN（インターネットへの送信禁止）へルール変更を求めるとしている本答申に賛成です。</p> <p>当会としては、通常のテレビ番組はすべてEPNに変更し、一部の公共性が高い番組においては、暗号化を行わないという制度にするよう要望します。</p> <p>或いは、上記に代わる新しいルールを消費者代表も参加する中立な場での合意をもとにつくり、私的録画の自由をはじめユーザーの利便性が十分に確保され、公共性の高いコンテンツの共有を妨げない著作権保護方式となることを求めます。著作権保護のためには、著作権を守ることの重要性に関する視聴者への周知徹底や違法な複製を行う者への罰則強化などの手段を検討すべきと考えます。</p>	<p>消費者は、地上デジタル移行に伴い必要なものを新たに購入しなければなりません。経済的な負担が増えた上に、テレビ視聴や録画が、不都合になることは絶対受け入れられません。</p> <p>地上波のテレビは、国民の財産である電波を使う公共性の高い放送です。視聴者・消費者は個人として楽しむ限りコンテンツを自由に視聴する権利はあるはずですが、ごく一部の人の違法行為による著作権の損失を回避するために今まで家庭の中で行われてきた私的録画の権利を奪うことは、視聴者・消費者の権利侵害と考えます。</p>
10	個人	<p>コピーワンスなどのコピー制限および改変制限は一切行うべきではなく、むしろ規制すべきだ。</p>	<p>私がテレビを見ると、今までは必ず録画してから見ていました。録画というのは決められた時刻にしか放送できないというテレビのデメリットを克服するための手段でした。それを規制することに私は意味を感じられない。大切な作品は残すべきではありませんか。素晴らしいと感じた番組は一生残そうと思いませんか。アナログであろうとデジタルであろうと、情報媒体には寿命があります。複数の媒体に保存されていなければいつかそれは自分の手元から消えます。保存したいものを保存することの何がいけないのでしょうか。</p> <p>そもそもテレビは録画することで生きていると感じています。ラジオのような手軽さが無く、インターネットのようなパリエーションや（時間に対する意味も含めた）自由度もなく、CD・DVDのような情報劣化の少なさも持たないテレビは録画を失って生きながらえとは到底思えない。テレビというメディアの寿命を縮める行為だと思います。</p> <p>コピーも出来ず、改変も出来ない環境では個人利用すら大幅に制限することになります。録画した番組を切り貼りしてアートにして楽しもうが、2つにコピーしたものの片方を家族に渡そうが、それは個人利用であり、それを妨げることは許されるべきではないと思うのです。</p>

	所属団体区分	意見	理由
11	その他	<p>コピーワンジェネレーションそのものについて反対ではないが、そのコピー（複製）と言われる言葉の定義の見直しをしてもらいたい。</p> <p>地上デジタル放送のHD映像を録画したものを元にして、DVDやポータブル機器用に映像を変換することまで「複製」と称してムーブしか出来ないようにするのは、著しい権利の濫用である。</p>	<p>地上デジタル放送からの録画は発信側の情報と殆ど遜色のないものであり、著作権を考慮すれば、それに対する「複製」が出来ないようにするという考え方は理解できる。だから、そこに対して制限を設けようという「コピーワンジェネレーション」の方法論にも納得している。</p> <p>実際の仕様としては、メディア間の「移動」は出来ても「複製」は出来ないというものになる（図略）。</p> <p>元になるメディアが消去可能なものである限りは、何度でも「移動」出来れば、視聴方法もその都度変更することが出来るので、視聴者には「手間」ではあっても「不都合」は無いはずである。また、いったん消去不能なメディアに「移動」すれば、それ以降の「移動」が出来なくなるのも「不便」ではあるが「納得」はできるものと思う。</p> <p>ただし、図1で想定している「移動」と、現行の運用上の「ムーブ」とは異なる。ここで言う「移動」は、あくまで「元映像から劣化させないで、保存場所だけを変える」という意味である。</p> <p>この「コピーワンジェネレーション」というものを議論する時に、本来最も先に議論しなければならないのは「何をもって"複製"とするのか」という定義のほずである。それが実際には、その部分の議論がスッポリ抜け落ちている。</p> <p>著作権管理団体側からよく言われる論法に「デジタルデータは劣化せずに複製できる。（だから複製はさせない）」というものがある。</p> <p>確かにそれは一面の真実ではある。しかし団体は、それを拡大解釈しすぎている。</p> <p>実際に「劣化しない」のは、データをビット単位で完全に複製した場合に限られる。百歩譲って、映像機器に信号を送る時に全く同じとなるようなデータ保存規格（フォーマット）への変換までは「複製」と言っても支障は無いかもしれない。</p> <p>しかし、デジタル放送の規格であるHD映像から、現行DVDやポータブル機器用の規格への変換では、確実に「データは劣化する」。また、同じHD映像からHD映像へであっても、「再圧縮」を伴う作業では「データは劣化する」。そういう事までを十把一からげに「複製」であるとするのは、拡大解釈が過ぎると言わざるをえない。</p> <p>実際、一度でもそうした劣化を経たものは、二度と元のHD品質に戻すことはできないのである。</p> <p>例えば、フランスから『モナ・リザ(=HD画質)』を展覧会のために「輸送(=ムーブ)」するとしよう。</p> <p>現行の「ムーブ」でやっているのは、それを途中で「焼却」して「カラーコピー(=DVD画質)」に置き換えたようなものである。</p> <p>著作権管理団体はその「カラーコピー」を平気でフランスに返却できるのだろうか？</p> <p>彼らの主張を受け入れれば、それでも問題は無いという事になる。</p> <p>実際の仕様として考えられるのは次のような形である（図略）。</p> <p>ここでは、最初に録画したHD画質のファイルについては、必ず消費者の持つメディアのうちの1つにしか存在しない。しかし画質劣化を伴う変換については、逆に元のファイルは残しておく仕様である。そもそも消費者側は、著作権法上で「私的使用のための複製」が認められている。</p> <p>もちろん、著作権者側は「技術的保護手段」を取ることで「複製」をさせないことが可能である。しかしそれは、あくまで「複製させない」ための方法であって、消費者側の録画データを「(勝手に)不可逆的に劣化させる」ことを認めたものではないはずである。</p> <p>一度録画したデータは、その消費者から見れば1つの「財産」であり、その品質のものを最終的に破棄するかどうかは、消費者自身に委ねられるべきである。それを他の機器で見られるように変換しようとしただけで元のデータが破棄されるというのは、「財産権の侵害」と言われても仕方の無いものではないか。</p> <p>もし図2において、不正コピー業者によってDVD画質の出力からの「孫コピー」等をさせたくないのであれば、それにもコピープロテクトを施しておけばよい。</p> <p>(あくまで例としての恣意的な基準だが、) DVD画質のものを複数得たければ、そのたびに「再圧縮」が発生するため、不正コピー業者側に量産にはそれなりの「手間」をかけさせることが可能である。</p> <p>もしそのプロテクトが破られるようなら、元のHD画質のものも破られるのだから、どちらにしても意味は無い。そうなったら摘発に力を入れるしかないのでは全く同じ事である。</p>
12	個人	<p>エンコーディングルールの運用変更について「EPN」は自作のパーソナルコンピュータ(以下自作PC)とCRTモニタの機器構成でデジタル放送を録画・視聴することを考慮しておらず、視聴者への配所が未だ不足している。そもそも著作権保護により視聴者は不利益ばかり被ることになるので、撤廃すべきと考える。</p>	<p>公共の電波を利用するテレビ放送は視聴者の利益を第一に考えるべきである。</p> <p>著作権保護のために視聴者が被る不利益を挙げて著作権保護撤廃の理由とする。</p> <p>1. デジタル放送では自作PCに組み込み可能なテレビチューナーカードやキャプチャーカードが入手不能であり、現在自作PCでテレビを視聴している人々は高額なメーカー製PCの購入を強制される。</p> <p>2. CRTモニタは動画応答性や発色、価格の面で液晶モニタより優れており多くの使用者が居るが、生産が終了しておりデジタル映像インターフェースが搭載されていない。このため「EPN」では出力先機器として使用できず、新たに液晶モニタを購入しなければならなくなる。</p>
13	その他		<p>今後は、地上デジタル以外にも、地上波を使ったサーバ型放送、デジタルラジオ放送、衛星放送、IPマルチキャスト、IPストリーミング、IPダウンロード型サービスさらには、メタデータを活用して、放送、通信、ホームサーバ、それぞれのコンテンツをシームレスに組み合わせたり、携帯電話と連携した情報提供サービスなど放送と通信が連携したクロスメディア型のサービスの比重が高まるとすれば、現在の地上デジタルだけでなく、それらにも受信機が対応できるよう、将来のサービスを具現した拡張性のある、より自在な著作権保護の運用が可能な仕組みを検討しておくことが望ましい。</p> <p>コンテンツを利用する権利に対して対価を支払っているはずなのに、いつまでもデータに価値を持たせるビジネスモデルでは限界がある。コンテンツの複製の可否を軸にしたやり方のみならず、超流通のように、コンテンツ利用権とデータは分離して、暗号化されたコンテンツの複製は自由だが、当該コンテンツに対するアクセス制御の許諾により、自在な著作権保護を可能にする世界に踏み込むことを可能することが、将来を考えると重要であると思われる。</p>

	所属団体区分	意見	理由
14	その他	<p>今後は、地上デジタル以外にも、地上波を使ったサーバ型放送、デジタルラジオ放送、衛星放送、IPマルチキャスト、IPストリーミング、IPダウンロード型サービスさらには、メタデータを活用して、放送、通信、ホームサーバ、それぞれのコンテンツをシームレスに組み合わせたり、携帯電話と連携した情報提供サービスなど放送と通信が連携したクロスメディア型のサービスの比重が高まるとするならば、利用できる装置はパソコンだけでなく、TV受信機でも利用が出来ることが望ましい。</p> <p>消費者の利便性を第一に、権利者にも配慮したバランスの良いサービスには、「コピーワンジェネレーション」だけでなく、多様なアクセスコントロール、著作権保護が必要となる可能性がある。将来のサービスを見据えた拡張性のある適切な著作権保護の仕組みを検討しておくことが望ましい。</p> <p>従来のパソコンや録画機器に使われている固定磁気ディスク（HDD）ではなく、著作権保護支援機能を持った、HDDが地上デジタル放送推進協会やARIBで利用が認可された。当該HDDの耐タンパ領域に著作権情報や暗号鍵を蓄積することにより、拡張性のある著作権保護も可能になる可能性がある。</p>	
15	個人	<p>コピーワンス規制について</p>	<p>コピーワンスやB-CASなどの囲い込みにより、その組織による利益独占や使用者の利便性が著しく損なわれる結果を生み出すことになるのではないのかと思います。</p> <p>まずコピーワンスに関してはその見たい番組をバックアップを取りたいときや他のメディアで見ようとするとその規制があるがために他の機種で再生できないと言う自体もあるでしょうし、B-CASに関しては役員のメンバーを見る限り天下りの温床になっているように思われますし、何よりもデジタル放送機器の高額化、レコーダの利便性の低下、録画メディアの高額化のうえに利便性の低下を招いている節すらあります。</p> <p>そして現状では著作権保護云々は海賊版の抑止に役立っていないどころか普通の視聴者に多大な負担をかけている結果になってしまっています。</p> <p>またB-CASカード自体視聴者にコピーワンスを強要するものであり、またB-CASカードの要望事項を了承しないと視聴すらままならないというのおかしいことではないでしょうか？</p> <p>しかもB-CASカードの発行しているところがその事業を独占していることと正式な認証プロセスすらないという話も聞きますので、悪用したならばメーカーに難癖をつけて排除することもするのではないのでしょうか？</p> <p>またアナログTV自体誰でも簡単に見ることができその価格が下がったからこそこまで広まったのであり、このような利用者に不便ばかりかけるシステムだと誰も使いたがらず、正直放送メディア自体の衰退を招くことにもなりかねないと思います。</p> <p>正直デジタルTV自体視聴者にとってはデメリットばかりしか感じられずメリットがないように思われます。</p> <p>これならアナログTVをこのまま続けているほうが放送メディアのためではないのでしょうか？</p> <p>また地震などの災害時にもアナログ停波による悪影響がでるかもしれません。</p> <p>現在TVは災害時にもつかわれ大きな情報ソースにもなっています。</p> <p>しかしデジタルTVはその値段や使用者に利便性の不利益を招く構造によって広まらない可能性もあります。</p> <p>もし災害が起こったときにその情報が正確に伝わる可能性も低下してしまう可能性もあると思います。</p> <p>これらの視点からもアナログは停波すべきではないと思います。</p>
16	放送事業者	<p>「コピーワンジェネレーション」の運用改善策として提案された「EPN」には良質な放送番組の制作・調達において大きな問題があるため、慎重に議論すべき</p>	<p>デジタル放送は、その技術的特性から画質・音質劣化のない放送番組の録画・ダビング（コピー）が可能となり、「海賊版DVD等の売買」など、番組の違法流通による権利侵害行為の氾濫が懸念される。このため、受信機メーカーが提案する「EPN」（インターネット上への出力禁止でコピー制限なし）は、視聴者が現在享受している良質な放送番組の制作・調達において大きな問題が生じる。さらに、知的財産である放送番組の権利侵害行為が氾濫すれば、「知的財産立国」という国家戦略の実現にも深刻な影響を与えかねない。このため、著作権者等の関係者の意見を幅広く聞いたうえで、慎重に議論すべきである。</p> <p>放送事業者は、視聴者の利便性向上のため、1世代のみコピー可能な「コピーワンジェネレーション」の下での「ムーブ」失敗等への対応をはじめ、受信機メーカーにデジタル受信機の改善を提案しており、これについて関係者の理解が得られるよう最大限の努力を行いたい。なお、「情報通信審議会」の場で「コピーワンジェネレーション」の運用改善策が議論されているが、デジタル放送の著作権保護のあり方は、本来、民一民の協議で解決すべき課題であると考えている。</p>
17	放送事業者	<p>コンテンツの複製を制限することが不可能な「EPN」を導入するよりも、「コピーワンジェネレーション」の円滑な運用に向けて、関係者による取り組みを更に強化することを、当面の最優先課題として位置づけるべき。</p> <p>その際、諸外国の動向・環境の相違を踏まえ、制度的対応を含めた幅広い見地から検討が行われることを要望する。</p> <p>権利保護の本来の目的と意義に立ち返り、デジタル放送に適した実効性ある方式を実現できるよう慎重な検討を要請する。</p>	<p>本答申案は、「EPN」の運用ではコンテンツの複製を制限することが不可能であり、結果として私的利用の範囲を超えた不正な複製と、複製物の違法な流通等の行為から、コンテンツを保護できなくなるという問題点を指摘している。それにも関わらず、「今後の対応」については、デジタル放送の全ての放送番組を「EPN」の取り扱いとしていく方向で検討するべきとの結論を導いている。上記のように深刻かつ重大な問題点が認識されていながら、いかなる理由でこのような方向性が示されるのか、不可解と言わざるを得ない。</p> <p>一方、「コピーワンジェネレーション」の問題点として指摘されていることのうち、「ムーブ失敗」については技術的改善によって十分に解決が可能なものであり、「視聴者への説明責任」についても、関係者が協力して推進して行くことで果たしてゆくことが可能である。</p> <p>本審議会での様々な指摘を踏まえれば、事実上、権利保護の実効性を失う「EPN」を導入するよりも、「コピーワンジェネレーション」の円滑な運用に向けて、関係者による取り組みを更に強化することを、当面の最優先課題として位置づけるべきである。</p> <p>なおコンテンツ保護の在り方に関しては、国際整合性の観点から、米国、EU等の諸外国の動向についても調査、検討することが必要である。</p> <p>本答申案では、今後の検討にあたっての留意点として、米国におけるブロードキャストフラグとの比較が挙げられている。こうした比較を行う際には、技術方式自体の評価だけでなく、米国においてはデジタル放送がノースクランブルで行われていることや、エンフォースメントのための法改正を前提として検討が進められていることなど、環境の相違を踏まえ、制度的対応を含めた幅広い見地から検討が行われることを要望する。</p> <p>放送コンテンツには、国内外の多数の著作権者、著作隣接権者が関与しており、放送局はその権利を保護する社会的、道義的責任を有している。権利保護の本来の目的と意義に立ち返り、デジタル放送に適した実効性ある方式を実現できるよう慎重な検討を要請する。</p>

	所属団体区分	意見	理由
18	権利団体	「コピーワンジェネレーション」の堅持を訴えます。	<p>我々は、放送・映画・演劇等の脚本を執筆している作家の社会的、経済的地位の向上を目的として40年前に全国組織の協同組合を設立いたしました。脚本家の著作権の擁護活動は当組合の主要な活動のひとつです。我々脚本家ひとりひとは零細な個人事業者であり、放送番組等のビデオ販売・レンタルによる著作物使用料は大きな生活の糧となっております。家庭内録画といえども我々の生活に与える影響は少なくはありません。</p> <p>著作権法により著作者が複製権を有しているにもかかわらず、テレビ番組の家庭内録画が著作者の許諾を得ずに可能なのは、同じく著作権法（第30条）により、著作者の複製権が制限されているからです。個人の財産権の制限はできる限り限定的であることを望むのは我々著作者も一国民として同様です。アナログ放送ではご存知のように、「コピーフリー」で同一番組の複製を何世代でも無制限にできました。これは必ずしも、第30条の趣旨からして好ましい状況とは言えませんでした。しかしながら、デジタル放送が登場し、「コピーワンジェネレーション」が技術的に可能になったことは、我々にとって一条の光明でした。</p> <p>なぜなら、著作者は数年来、海外において、放送番組の海賊版に悩まされ続けているからです。当連盟が参加している放送番組著作権保護協議会では、香港を例にとっても、1998年末から香港税関の日本の放送番組の海賊版摘発に協力しておりますが、未だに日本の放送番組の海賊版が当局により押収され続けています。また、コンテンツ海外流通促進機構によると、2005年度に香港、中国、台湾で押収された日本のコンテンツ（放送番組以外も含む）の海賊版DVD、CD等は200万枚にも上ります。今春には、アジアに限らず、イタリアでも日本のアニメの海賊版DVDが400枚押収されたとの報道がありました。これらは押収事例であって、流通量はさらに多いことは言を俟つまでもありません。知的財産戦略本部による「知的財産推進計画2006」においても言及されているように、知的財産立国を目指すわが国にとって、放送番組についても、海賊版の駆逐は急務なのです。</p> <p>著作者としては、「コピーワンジェネレーション」が、放送番組の海賊版駆逐に大いなる効果があると期待しております。アナログからデジタルに進歩し、「コピーフリー」から「コピーワンジェネレーション」に進歩したのです。これは決して後退ではありません。高品質の複製物が無制限に可能であることの方が後退にほかならないのです。家庭内録画において、同一番組の複製を無制限にする必要があるのでしょうか。</p> <p>ビデオリサーチ社によると、レンタルビデオ等のパッケージコンテンツを含めたVTRの再生時間の総テレビ視聴時間に対する比率は3.7%に過ぎません（それゆえ、「コピーワンジェネレーション」が地上デジタル放送普及の大きな妨げになるとは思えません。録画が全くできないのではなく、一度はできるので我々著作者の「コピーワンジェネレーション」堅持への思いを是非とも多数の人々にご理解いただきたいと思えます。</p>
19	消費者団体	消費者の立場から、地上デジタルが本来目的としていた「テレビが便利になる」はずが、コピーワンスのルールにより利便性の後退となっており、コピーワンスからEPNのルール変更を目的とする本答申に基本的に賛成です。	アナログ放送ではなんら支障なく行える私的な録画が、地上デジタルにおいて、コピーワンスルールにより行えなくなる。著作権侵害は当然許されるべきではないが、一部の人の法侵害行為の防止のために、一般消費者の家庭内での録画を妨げるのは行き過ぎである。著作権保護は罰則強化など他の方法で行うべきである。
20	消費者団体	「コピーワンス」の見直しにあたっては、コピーワンスからEPNへルール変更を求める、としている本答申に賛成。通常のテレビ番組は全てEPNに変更し一部の公共性の高い番組においては一切の暗号化を行わないという制度を望みます。	個人でたのしむために放送番組を録画することは著作権法でも認められているはず。せつかく高いお金を払ってデジタル録画機器を購入しても規制がかけられているのでは楽しみが半減。海賊版市場は国内で成立するのか？海外で大量に販売されているのなら日本から輸出されるとともにチェックし罰則を設けるなどの方策もあるのでは。

	所属団体区分	意見	理由
21	放送事業者	<p>・ハードディスク内に複数のコンテンツの併存を認め、ムーブの失敗に対応できるようにするなど受信機を改善、視聴者の利便性を向上させることで、対応すべき。</p> <p>・コピー数、コピー世代制限のない「EPN」では海賊版の作成が容易で、著作権保護上大きな問題があるため、今後のコンテンツ産業の拡充に鑑み「EPN」の採用には反対。従来通り「コピーワンス」を原則にすべき。</p> <p>・国は、著作権法上許される私的複製の範囲についての啓蒙・普及を図るべき。</p>	<p>・「ムーブ」失敗の問題点は、ハードウェアが要求仕様を満たしていないという機械の動作上の問題であって、機能改善をすれば済む話。このことが著作権保護上重大な欠陥を持つ「EPN」を導入する根拠にはならない。さらにハードディスクにバックアップを設けることで、「ムーブ」の失敗は容易に解決できると考える。</p> <p>・「EPN」はインターネットへの流出は阻止できるとしているが、一方でコピー制限がないため海賊版が容易に作成でき、こうした運用ルールが放送番組に関わる権利者の理解を得られるとは到底考えられない。コピー制限可能な著作権保護の仕組みは必須。実際、EPNは事実上のコピーフリーであるとして、権利者団体から強い懸念が示されている事実を重く受け止めるべき。</p> <p>・実際にネット上での配信を阻止できたとしても、現行、ネットオークションは海賊版があふれかえる海賊版天国の様相を呈している。放送事業者は違法なコンテンツ流通に対して現在も警告を繰り返しているが、実効性が上がっているとはいえない状況だ。デジタル放送では劣化のない複製が通常の視聴者によって容易に可能となるため、違法な流通が一層幅を利かせる可能性がある。</p> <p>・「EPN」はインターネットへの流出を阻止できるとしている点についても、ネット上で安全と思われていた技術が破られたケースはこれまでにあり、絶対に阻止できるという保証はない。</p> <p>・デジタル時代においては、劣化なしにオリジナルと同じ複製を無制限に作成できるため、良質なコンテンツが適切な対価なく多くの視聴者に入手可能な状態となる。国が目標にかかげるコンテンツ大国を実現するのであれば、デジタル時代の著作権保護のあり方を検討するにあたって、個人の利便性もさることながら、知的財産権保護の観点も強く打ち出すべきと考える。放送事業の実態からすれば、著作権保護が確保されない限り、関係者間の信頼関係を築くのは困難であり、長期的にコンテンツの拡充に向けた体制を確立するのは難しいと言わざるを得ない。視聴者の利便性は、録画が自由ということ以前に、放送される番組の充実が確保されていることにあると考える。</p> <p>・EPNでは人気映画などの放送権の許諾を得ることが難しくなり、仮に許諾を得られたとしてもHD素材や5.1ch音声素材は提供されない可能性があり、結果的に視聴者は高画質・高音質で映像を楽しめないことも予想される。無料放送のコピー制限が緩くなれば、アメリカのように人気映画などは有料放送で最初に放送されるケースが増え、視聴者が金銭の負担なく、人気コンテンツを視聴できるメリットが消失する可能性が高い。</p> <p>・海賊版の流通は、放送事業者、権利者の機会損失につながるが、アナログに比べ、画像の劣化しないデジタルではその影響はより深刻と考える。コンパクトでパッケージしやすいDVDの不正流通は量的にもアナログテープの比ではないと考えられ、より一層の機会損失が懸念されるほか、放送事業者と権利者間の信頼関係もこれまで以上に損なわれるものと考えられる。</p> <p>・コンテンツの違法複製については、悪質な業者が営利目的で大量に複製を作ることを前提に考えがちだが、善意の個人であってもコピーを複数枚作成し、それを知人等に配布する行為が日常的に繰り返された場合、権利者の逸失利益は決して看過できない。悪質な業者に対しては捜査や罰則で対応できるが、善意の個人に対しては、コピー枚数を制限（無制限でなければ、1回である必要はないように）するなど、ある程度利便性を制限する措置をあらかじめ盛り込んでおくことはやむを得ないと考える。</p> <p>・著作権保護については法的な対応と技術的な対応の両面が必要と考える。我が国においてはデジタル放送の保護法式について、内容、策定手続き等基本的に民間ベースの取組に委ねられており、法的、制度的な制約はない。こうした状況にあっては、技術的にコンテンツの不正流通を防止しなければいけないので、コピー制御の運用は厳格にならざるをえないものと考えられる。</p> <p>・アナログ放送の時代には技術的な抑止手段がなかったため、多くの視聴者が著作権法上許容される「私的利用」の範囲内かどうかを十分吟味せず、コンテンツ複製を行っていた経緯がある。アナログ時代に比べ、違法コピーの流通がコンテンツ産業に与える打撃が桁外れに大きいデジタル時代にあつて、「私的利用」の範囲をより厳正にしなければならない点や、制作・流通のインセンティブを高めるため、コンテンツ保護の仕組みの必要性がアナログ時代以上に高まっていることなど、視聴環境の変化について、国は啓蒙活動など一定の役割を果たすべきと考える。</p>
22	個人	<p>TV放送が全て地デジに変更されるとは承知していましたが、地デジ対応機器を持っていないので、あまりピンときていませんでした。放送側が実施している現行のコピーアットワンスは、余りにも受信者を馬鹿にしていると思います。 それでなくても機器の買い替え等、要らざる出費を強いられる上録画もまま成らぬTV放送など、受け入れる事はできません。</p> <p>アナログ放送の停止は、此方から要請したものではありませんし、余りにも一方的な変更と受け止めています。 ゴマメの歯軋りみたいですが、EPNさえ受け入れぬTV局等要らぬので、デジタル機器の購入は諦め、TV無しで日々を送らざるを得ないと結論にたつきました。特に日枝氏の発言は頭にきます。</p> <p>ホリエモンの時は同情したのですが、買収された方がよかったな～</p> <p>コピーアットワンス等もってのほか。</p> <p>EPNでも未だ不満が残るが～</p> <p>放送業界は自分が神と思っているのか？</p>	

	所属団体区分	意見	理由
23	消費者団体	<p>「大きな進化」であり、「テレビがもっと便利になる」はずの地上デジタルが、現実にはコピーワンスのルールによって消費者の利便性において「大きな後退」となっています。この仕組みの見直しにあたっては、消費者の利便性確保と、コンテンツ保護を両立する案として、コピーワンスからEPN（インターネットへの送信禁止）ヘルール変更を求める、としている本答申に基本的に賛成します。</p> <p>主婦連合会としては、通常のテレビ番組はすべてEPNに変更し、一部の公共性が極めて高い番組（防災用コンテンツ等）においては、一切の暗号化を行わないという制度を望みます。</p> <p>あるいは、上記に代わる新しいルールを消費者代表も参加する中立な場での合意をもとにつくり、私的録画の自由をはじめユーザーの利便性が十分に確保され、公共性の高いコンテンツの共有を妨げない著作権保護方式となることを求めます。</p> <p>著作権保護のためには、著作権法を守ることの重要性に関する視聴者への周知徹底や、違法な複製を行うものへの罰則の強化などの手段を検討するべきであると考えます。</p>	<p>消費者は、自己負担で地上デジタルへの移行に必要なものを購入しなくてはならない状況にあります。経済的な負担を強いられる上に、テレビ視聴や録画が便利になるどころか、選択の余地なく不都合を迫られる状況は、消費者にとって到底受け入れられるものではありません。</p> <p>コピーワンスのルールでは、ハードディスクに録画した番組を家庭内の別の場所にあるDVD再生装置で見たいと思えば、たった1枚の記録型DVDに、複製ではなく移動させる操作（ムーブ）を行うこととなります。それにより、綺麗なオリジナルのハイビジョン画像は失われ、標準画質での録画となるばかりか、以後ダビングすることも不可能という条件を受け入れる以外の方法はなくなります。移動（ムーブ）時になんらかのエラーが起きて失敗すれば、オリジナルもともすべて消えてしまうリスクまで負わされます。あるいは我が子が出演した子ども番組を録画して祖父母にコピーをあげたいと思っても、それさえもできないのです。コピーワンスのルールが、このような納得できない事態を発生させています。このようなルールを誰が決めたのか、その責任の所在がどこにあるか等は、一般消費者にとってまったくもって不透明なまま導入され、今日に至っています。</p> <p>アナログ放送ではなんら支障のなくできていること、すなわちアナログ放送を受信する限り自由に行える私的な録画が、コピーワンスのルールのままでは2011年7月の停波により完全にできなくなります。P38④にあるように、地上アナログでも地上デジタルでも、DVDに残す場合どちらも同じ標準画質のデジタル録画でありながら、地上デジタルの場合のみ、コピーワンスが適用されます。コピーワンスでないとコンテンツ調達に支障があるとする放送事業者側の主張は、現状のアンバランスな運用をみると数々の矛盾がありますが、その点についての説得力ある説明もいまだになされていません。</p> <p>地上波のテレビは、国民の財産である電波を使う公共性の高い放送です。視聴者／消費者は、個人として楽しむ限りにおいてコンテンツを自由に視聴する権利があるはずで、ごく一部の人の違法行為による著作権者の損失を回避するために、今まで家庭の中で豊かに展開されていた私的な録画の楽しみを奪うことは、視聴者／消費者への権利侵害だと考えます。</p> <p>いうまでもなく、著作権は守られるべきですが、著作権保護が、すべての視聴者／消費者の当然許されるべき自由を制限する方法で行われることは大きな問題です。</p>
24	その他	<p>コピーワンスの見直しは当然なので支持致します。</p>	<p>消費者不在で地デジを推進していることにより、SMAP使って、センスと意味のないCM流すより、他にいくことがあるのでは？</p>
25	権利団体	<p>コピーワンジェネレーションの取扱いを変更して、EPNの取扱いとしていくことに強く反対する。</p>	<p>●劇場用映画の製作者は、製作した映画の著作権者であり、作品をDVD等のパッケージ商品として製造販売しており、それによって投下資本を回収し、次の作品の製作資金としている。</p> <p>●映画をDVD等のパッケージ商品として製造販売することは、映画の著作権者にとってビジネスの根幹である。ところが、EPNが採用され、放送番組からのコピーがフリーになってしまうと、デジタル放送された劇場用映画から（パッケージ商品と同等又はそれ以上の）高画質の複製物が無制限に作成されることになり、映画の著作権者にとってのビジネスを根底から破壊することになる。</p> <p>●デジタル放送された映画から海賊版が作成される場合はもちろん、そうでなく家庭内で複製物が保存・視聴される場合であっても、映画の著作権者である映画製作者の通常のビジネスを害する。本来、保存して視聴したい消費者のためにこそ映画製作者はDVD等のパッケージ商品を製造販売しているものであり、保存視聴を希望する消費者には、パッケージ商品を購入していただきたい。EPNを採用することは、このようなパッケージ商品のビジネスと衝突し、これを妨げるものであり、いわゆるスリーステップテストにいう「通常の利用を妨げる」ものであるから、映画の著作権者としては到底容認できない。</p>
26	個人	<p>たとえ比較的利便性の高いEPN方式であっても、全番組に一律にコピー制御信号を施すことには反対です。ドラマや映画のようなコンテンツの価値のきわめて高いものに限定するなど、コピー制御の対象とする番組を最低限に抑えるべきです。</p>	<p>報道番組や情報番組、受信料で制作されているNHKの番組など、公共性や影響力の強い番組については、インターネット上においても批評や議論・検証の対象とされるべきであり、これらを行ううえで著作権法上認められている「目的上正当な範囲内の引用」をコピー制御信号によって一方的に阻害してはならないと考えます。</p> <p>動画の正当な引用の範囲については議論の余地がありますが、コピー制御信号によってインターネット上への引用を数秒たりとも一切不可能にしてしまうというのは明らかに過剰防衛です。</p>
27	個人	<p>デジタル放送の著作権保護方式は送球に「EPN」に変更すべきである。</p>	<p>現状の「コピーワンジェネレーション」では、私も体験していますが、ムーブの失敗によるオリジナルの喪失がコンテンツの私的利用の利便性を大きく損なっています。現在の機器の改良を加えてもハードディスクの構造的なもろさの点で「バックアップ」が不可欠で単にハード的視点では解決できないと思います。そこで、ソフト的視点から「EPN」を導入しバックアップを可能とすることが問題解決に重要不可欠と考えたからです。</p>

	所属団体区分	意見	理由
28	権利団体	<p>3次中間答申・概要版9ページで、デジタルテレビ放送の「コピーワンジェネレーション（コピーワンス）」に関し、「EPNの取り扱いとしていく方向で検討すること」との提言が行われた。「EPN」は、インターネットの出力のみを禁止し、コピー回数を制限しないコンテンツ保護ルールであり、権利者としては、デジタル高画質の海賊版DVD等の氾濫を招くことを意味するそのような技術の採用は容認できない。</p> <p>今回の見直しは、視聴者の利便性を高める一方、違法な複製物が氾濫することによって権利者の通常の利益が妨げられることがないよう、適切な措置も施すことが検討される必要がある。そのためには、機器メーカーの利益ばかりを優先した「EPN」ありきではなく、視聴者と権利者の意向に十分に耳を傾け、新たな技術の開発も視野に入れつつ、「コピーネバー」でも「コピーフリー」でもない、合理的な技術を採用する方向で検討を行うべきである。</p>	<p>・コピーフリーに関し、機器の操作を誤ると録画したデータが消失してしまう不便さを解消することと、世代や枚数の制限なくデジタル複製できる技術を採用することは、本来別の問題である。</p> <p>・知的財産の創造・保護及び活用の促進を国家戦略と位置づけ、コンテンツの創造と製作者の育成に向けて様々な取組みが議論され実行に移されていく中で、あえて音楽CDの「SCMS」（コピーを位置世代に限定する、いわゆる「孫コピー」を禁ずる技術）からも後退した、「EPN」の採用に踏み切り、違法な複製物の製造を容易にすることは、逆行するものであると考える。</p> <p>・わが国では地上放送が主流であり、欧米で人気のアニメ作品やアジアで人気のJ-POPなど、魅力的な放送番組が多数無料で放映されている。画質と温室が劣化しないデジタル複製が無制限に出来るようになれば、私的複製の範囲を超えた違法な複製物が大量に製造され、国内外に頒布されて権利者の通常の利益を妨げる結果を招く。このことが起因して、権利者が「国内のほぼ全ての世帯に普及している最も基幹的なメディア」である地上放送に対して、コンテンツの供給をためらうようになれば、国民全体が文化的所産を享受する機会を逸することに成り、まさに本末転倒であるといわざるを得ない。</p>
29	権利団体	<p>現在検討の対象となっている3つ（コピーネバー、コピーワンス、EPN）のコピー制御方式（注）に限定することなく、新たな技術によってルールを形成することが、視聴者を含めた幅広い関係者の理解を得るために必要不可欠であると考えられる。</p> <p>また、新たな技術やルールについては、可能な限り透明なプロセスを経て決定すべきである。</p> <p>（注）報告書には「4つのコピー制御方式」との記述があるが、このうち一つは何らコピーを制御していない方式であるため、コピー制御方式の中に含めるのは適当ではないと考える。</p>	<p>本報告書P.44にあるとおり、まさに「地上放送は（中略）我が国の映像コンテンツの制作・流通の中核を担っており、著作権保護の仕組み等、地上デジタル放送にかかる技術とその運用ルールのあり方は、我が国のコンテンツの制作・流通と、関連する産業全体にも大きな影響を及ぼし得る」ものである。</p> <p>今日、このような重要なメディアの運用ルールの在り方について関係者間に混乱が生じているのは、視聴者や知的財産関係者の十分な理解を得ることなく我が国の地上デジタル放送における著作権保護の方式として3つの選択肢しか技術的に実装していなかったことによる。この問題を解決することなく、本報告書で「全ての放送番組」を、3つの選択肢の中で最も安易且つ知的財産関係者に及ぼす影響の大きい「EPN」の取扱いとしていく方向で検討しようとしていることについては、いかに視聴者の利便性に配慮しようとも、知的財産を軽視し、文化の発展を阻害するものであり認められない。</p> <p>昨今の技術をもってすれば、視聴者、知的財産関係者双方を納得させ得る新たなコピー制御方式を開発することは可能であると考え（不可能なのであれば、どのような理由で不可能なのかをメーカー側は示すべきである）。</p> <p>従って、2011年のデジタル放送への全面移行の確実な実現を図るためには、今一度「検討・形成過程の適時の公開を含め、可能な限り透明なプロセスを経て」改めて新たな技術やルールについて決定すべきであると考えられる。</p>
30	権利団体	<p>本報告書P.42イで「EPN」の取扱いとしていく方向で検討」との記述があるが、この「EPN」の取扱いの導入には強く反対する。</p>	<p>デジタル放送の実現によりデジタル放送から録画した録画物の画質や音質が格段に向上することとなり、ここに実質無制限に複製することが可能となる「EPN」の取扱いが導入されれば、社会全体として見た場合、高品質な録画物が大量に拡散することとなり、著作者の創作のインセンティブに大きなダメージを与え、ひいては文化の発展に悪影響を与えることになる。</p> <p>昨今、複製権侵害により作成された録画物がオークションサイトや露店等において販売される事案が増加の一途を辿っている。仮に「EPN」の取扱いを導入することとした場合には、こうした違法行為を助長することになりかねない。</p> <p>1990年以降、録音用のデジタル製品にはSCMS(Serial Copy Management System)という著作権保護技術が組み込まれ、複製物からいわゆる「孫」はできない仕組みが担保されていた。この点で「EPN」は1990年に導入された技術であるSCMSにすら劣るものであり、到底受け入れられるものではない。</p>

	所属団体区分	意見	理由
31	その他	<p>地上デジタル放送の在り方として、視聴者の視点で見ると現在のアナログ放送よりも使い勝手が悪いように思えるので、改善して欲しい。</p> <p>具体的にいえば、「コピーワンス」「BCAS」「家庭内LANでのパソコン視聴」といったところに問題がある。</p> <p>ここでは「コピーワンス」についての意見を述べるが、デジタル同士のコピー回数を2、3回にする等の議論は既に行われているので特に言及しない。</p> <p>まだ公には議論されていないものとして、『デジタルからアナログに変換し、さらにハードディスクなどにコピーする場合の定義の仕方』がある。</p> <p>この問題は現在では、アナログとしてではなくデジタルとして考えられている。</p> <p>だからハードディスクから他の記憶装置にコピーしようとする「コピーワンス」によって禁止されてしまう事になる。</p> <p>一度アナログに変換した映像は、ハードディスク等にコピーしても「それはアナログの格納」の一つとして定義するべきである。</p>	<p>いくらデジタル記憶装置であるハードディスク等に記憶したといっても、アナログ映像をデジタル化しても原版クラスの復元性はない。</p> <p>これはアナログ映像としてコピー制限をするべきではない。</p>

	所属団体区分	意見	理由
32	放送事業者	<p>いわゆる「コピーワンス」に関する問題は、一部のデジタル録画機でムーブの失敗など不具合が頻発したことに端を発しており、録画機の機能改善を図ることによって、その苦情の多くは解消できるものであり、本来、地上デジタル放送の推進を旨とする本中間答申のテーマにそぐわない、全く異質な問題であると考えております。放送事業者としてこれまで受信機メーカーに対し、機能改善の具体案について提案し議論してきたのも、それによって早期に実質的に事態を打開できると考えたからにほかなりません。</p> <p>このような観点から、今回の中間答申において、「ムーブの失敗など視聴者からの不満を解消するため、受信機側の改善に具体的な対応のあり方を検討」と明記されたことは、早期に視聴者、消費者の混乱や不安を取り除く意味で、きわめて有意義であると考えます。また、中間答申の中で現在のエンコーディングルールとは異なる新たなルールを形成することは技術的に可能であり視聴者ニーズに沿って新たな可能性を模索する姿勢も必要、と提起されたことは、それが実現すれば現状よりもさらに高い次元で、「視聴者、消費者の利便性」と「実効的なコンテンツ保護」とを両立できる方策を見出すことにつながるとも考えられることから、望ましいものであると思います。</p> <p>これまで日本においては、NHKおよび民放が良質の映像番組（コンテンツ）を継続的に制作、放送してきました。国を挙げて知的財産の振興、コンテンツ産業のさらなる活性化が求められる中で、放送事業者は今後もその中核的な担い手として、責務が一層重くなっていると受け止めております。コンテンツが視聴者に届けられる最初のアウトプットである地上デジタル放送において実効的なコンテンツ保護が施されなければ、知的財産の散逸を招き、コンテンツ産業や新たな映像文化の発展にも大きな悪影響を及ぼす懸念があります。</p> <p>放送事業者としては、何よりも、より質の高い見応えのある番組を数多く放送していくことこそが視聴者の利便性にお応えすることであり、地上デジタル放送の普及のためにも最善の方策であると考えております。またそれが結果的に、日本全体の新しい産業や文化の振興にも貢献することにつながるものであると思います。そのためにはデジタル放送において実効性の高いコンテンツ保護が講じられることが必要不可欠であると認識しております。</p>	<p>「本中間答申のテーマにそぐわない全く異質な問題」と考えている理由→</p> <ul style="list-style-type: none"> 録画機の機能改善を図ることによって消費者からの苦情の多くは解消できるものであり、より早期に実質的に事態を打開できる、と考えているため。 <p>「受信機側の改善に具体的な対応のあり方を検討」を評価する理由→</p> <ul style="list-style-type: none"> 早期に視聴者、消費者の混乱や不安を取り除く意味で、きわめて有意義であると考えため。 「新たなルール形成」に向け「可能性を模索する姿勢も必要」と提起されたことを評価する理由 現状よりもさらに高い次元で、「視聴者、消費者の利便性」と「実効的なコンテンツ保護」とを両立できる方策を見出すことにつながるとも考えられるため。 <p>「デジタル放送において実効性の高いコンテンツ保護が講じられることが必要不可欠である」と認識している理由→</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送事業者としては、何よりも、より質の高い見応えのある番組を数多く放送していくことこそが視聴者の利便性にお応えすることであり、地上デジタル放送の普及のためにも最善の方策であると考えているため。

	所属団体区分	意見	理由
33	衛星放送事業者	<p>「デジタル放送全ての番組は、「コピーワンジェネレーション」の取り扱いとなっているが、これらを「EPN」の取り扱いとしていく方向で検討し」とある検討着手の要請は、各放送事業者と著作権者との契約内容を踏まえて行うべきである。</p> <p>WOWOWでは地上デジタル放送と同一の著作権保護の仕組みを使用するが、「コピーワンジェネレーション」の運用は必須であり、「コピーワンジェネレーション」を「EPN」の取り扱いとすることは出来ない。</p>	<p>「コピーワンジェネレーション」は、放送事業者のビジネスモデルにもとづいて運用が行われている。BSや110度CSなどの有料放送事業者には、著作権者が著作権保護の仕組みの運用として「コピーワンジェネレーション」を必須とする番組が多数ある。WOWOWは特に米国側権利者側から、デジタル放送に際し厳格な著作権保護の仕組みの採用及び「コピーワンジェネレーション」を契約上の前提条件として求められている。</p> <p>地上デジタル放送とBSデジタル放送は、著作権保護の仕組みは同一のものが採用されている為、仕組み見直しにつき、視聴者の利便性を考慮するとともに、有料放送事業者の「コピーワンジェネレーション」運用に影響を与えないようにすることを強く要望する。</p>
34	衛星放送事業者	<p>「コピーワンジェネレーション」の「ムーブ」の扱いは、BSおよび110度CSの有料放送事業者を交えて対応の在り方をご検討いただきたい。</p>	<p>「ムーブ」は受信機の機能として行われているものであるため、地上デジタル放送における見直しは、同一の受信機に向けてサービスを行っているBSおよび110度CS放送も直接的な影響を受ける。</p> <p>また、WOWOWは、厳格な著作権保護の仕組みの採用及び「コピーワンジェネレーション」を著作権者との契約上の前提条件として求められており、「ムーブ」における受信機側の対応の見直しに大きく影響を受ける。</p> <p>以上のことから、「コピーワンジェネレーション」の「ムーブ」の扱いにおける受信機側の具体的な対応のあり方の検討には、BSおよび110度CSの有料放送事業者を交えることを強く要望する。</p>
35	衛星放送事業者	<p>デジタル放送における著作権保護方式のあり方について検討する場を設定するにあたり、関係者としてBSおよび110度CSの有料放送事業者を加えることを強く要望する。</p>	<p>著作権保護方式とビジネスモデルは密接に関係しており、無料放送や公共放送に加えて、同一の受信機に向けてサービスを行い、かつビジネスモデルが異なるBSおよび110度CSの有料放送事業者が検討に参加することは必須である。</p>

	所属団体区分	意見	理由
36	個人	テレビ放送のコピーワンス、DRM、B-CASに反対します。	<p>コピーワンス及びDRMは全く使用に堪えません、例えば、スポーツ番組を丸ごと記録してそれをDVDに保存、そこから別のDVDにダイジェストシーン、ハイライトシーン、全試合の総括シーンなどの編集は不可能です、それはスポーツだけでなく、ドラマ、ドキュメント、ネイチャー、啓蒙番組、バラエティと人それぞれで 趣味ややり方は違うの思いますが、共通するのはそれらの楽しみを全て潰してしまうことだと思います。編集をするのは少数派だ、と言われるのですが、むしろ今は数々の少数派が集まって大勢を形成してるのではないかと思います、コピーワンスやDRMは、その大勢の意思を無視していると思います。</p> <p>また、社会的影響の大きいテレビ局の報道の姿勢や、問題のある放送の検証の為の放送の一部の引用なども出来なくなり、皆で意見を出し合いながら考察を行い意見を出すことは、社会の発展、文化の発展、人々の精神的な成長の為に良いことだと思います、公共的な意味合いを持つテレビ放送にコピーワンスや放送信号の暗号化等には違和感を感じます。</p> <p>地上デジタル放送の宣伝を見る限り、綺麗、便利等は宣伝しますが、コピーワンスのことや、個人情報の流出や個人情報を基にした物騒な事件が多発しているにも拘らず、B-CAS等に個人情報を送信しなければ視聴出来ない等の宣伝は全く聞いたことがありません、意図的に言わない様にしていないのではないかと考えます。</p> <p>日本では他と違い納得出来ないことには、何時までも納得しないのではないかと思います。 趣味的なものは納得出来なければ購入しない選択肢もあります、現に、ある2つ業界では強権的な言動を強行した後、規模が縮小している様に思えます、この様な意味合いからも、知らない内に物事を進めておいて後になって、社会的制裁と云うナイフを首元にチラつかせながら、「法律で決まりましたから。」等の強制的手法は通用しないのではないかと思います。</p> <p>著作権を軽視するのは「野蛮である」という人がいますが、放送番組は友人や同僚との円滑な交友のため の話題づくりにも有効だと思えますし、著作権を軽視しているとも思えません、むしろ現代社会に於いて は一部の立場の強い者だけの利益の為に、その他大勢の権利や公共的な財産が屠られることの方がよほど野蛮なことだと思います。 B-CAS社ですが、デジタル放送に於いて事実上のデジタルチューナーの開発と販売に関して重大な権限をもっているという話を聞きました、しかもその権限の為に海外メーカーのデジタルチューナーの開発・販売の為にライセンス取得の複雑化、不透明化で事実上の参入を阻害し、国内メーカーでもB-CASの仕組みの為にデジタルチューナー本体の価格もなかなか下がらないそうです、また、公共的な意味合いを持つテレビ放送であるにもかかわらず、それらを統括し視聴者の個人情報を収集するB-CAS社は、一私企業であり、公共的な意味合いを持つ放送のインフラを利用しているにも関わらずライセンス料で利益も得てるそうです、これらのことが事実なら、非常に憤りを感じます。</p> <p>最後に、DRMに関する私個人の体験を記します、まずBSデジタルです、今まで体験したことのない素晴らしい 高画質、高音質放送がいよいよ開始されると胸を躍らせて期待していたのですが、いざ始めてみると録画したハイビジョン映像は劣化した状態では出力されないということを知り、非常に気落ちして購入を見送りました、その後、改善されたそうですが、購入は地上デジタル放送開始まで様子見としました。スカパー！は、7年前に契約開始、録画編集をしてライブラリ化などで、趣味の一部として欠かせないものとなっていました、チューナーの故障を機に新しいチューナーを購入したところ、どういふ訳か録画したものが全てコピーワンスになってしまうという憂き目にあってしまいました、編集やライブラリの再構築もままならず、しばらくコピーワンスと格闘していたのですが、これはもうどうにもならないという結論に達し、泣く泣くスカパー！の契約を解除してしまいました、残念です。</p> <p>以上の理由でテレビ放送のコピーワンス、DRM、B-CASシステムに反対します、また、それらの仕組みを導入しなければ著作権者に理解が得られないのであれば、非常にお金が掛かる割りに不便でしかないデジタル放送は必要ないと思います。</p>
37	個人	審議会の答申に賛成します。とくに私的複製の範囲で、ユーザーが制限を受けているという印象を持たないようにすることが、重要だと思います。	もともとユーザーの利用方法を制限しようとしたこと自体に無理があったのだから、ユーザーに不便をかけないような運用をするのは、当然です。

	所属団体区分	意見	理由
38	メーカー	透明性の高い策定プロセスを経て、現在の運用規定である「ムーブ機能」を見直し、安全かつ適切なコンテンツ保護方式(DTCP, CPRM, AAC3など)を用いて、利用者がよりよい環境でデジタル放送を楽しめるプラットフォームを検討することが必要であると考え	IT技術の進歩は、オープンな標準技術を活用し、メーカーが自由に実装を行うことにより、多様な選択を利用者に提供し、結果として市場が技術を選択することにより支えられてきた。この大きな流れを活用することが日本メーカーの国際競争力を高めることにつながる。したがって、技術仕様の決定は利用形態、および、その手段に影響を及ぼすものであるため、そのプロセスは利用者を含め公開された場での議論を経ることが必須であると考え
39	権利団体	地デジ番組の「出力保護付きでコピー制限なし」(EPN運用)に反対し、コピーワンジェネレーション堅持を強く訴えます。	<p>(当協会について)</p> <p>我々は、任意団体の頃より数えれば創立70周年を迎える脚本家の団体で、会員の多くは、劇場用映画・テレビドラマを執筆し、生計を立てている。戦前は各映画会社脚本部の親睦交流の場であったが、戦後の民主化で法的組織(協同組合)に発展し、今日に至った。現在も、脚本家の著作権擁護、親睦と連帯を軸に諸活動を行っているところである。</p> <p>(我々はビデオグラムの二次使用料なしでは生活できない)</p> <p>当協会の著作権管理事業決算報告によれば、ビデオグラム使用料(セル・レンタル・業務用頒布上映等)の比率は常に高く、ここ10年、全使用料の46%~70%もの割合を占めている。これら二次使用の収入なしでは多くの零細個人事業主である脚本家の生活は立ちゆかない。違法なデジタルコピーの氾濫は死活問題であり、我々の生存権を奪う。審議会委員の方が利便性重視だけで安易に判断されることがないよう心よりお願いしたい。</p> <p>(EPN推進派は、著作権者に対し、その保護方式が安心して利用できる仕組みであることを証明する義務がある。人権に関わる問題であり慎重な議論が求められる)</p> <p>多くの国民はコピーフリーであっても、録画を個人的に楽しむだけで家庭外に持ち出すような違法利用はしないかもしれない。しかし、一部の悪意のある者が高画質な海賊版をばらまく危険性がある限り、そして、いったん違法なデジタルコピーが世に出ればそこから無断複製が極めて容易になされる危険性がある限り、また、その補償や対策について、恐らく被害を受けるであろう我々権利者に何の説明もないまま、簡単に進めてよいものではない。事実、我々は日々海賊版退治に苦勞させられている。これらがアナログコピーからデジタルコピーへと移行していくのは必至、仮にこのまま納得のいく説明もないままEPNの採用が決まるようであれば、我々は生存権を守るため、本意ではないが当面(安全性の確認が取れるまで)関連する許諾の留保も検討しなければならないだろう。</p> <p>許諾の留保というと、その事実だけを捕まえて、著作権者が流通を阻害している、利用者を無視している、という議論になりがちで大変心外である。先にも申し上げたが、実質二次使用料で生活している脚本家もいるのである。例えば、突然生活費である給料がカットされて困らない人がいるだろうか。給料がカットされる可能性がある時間がない人がいるのだろうか。他のみんなが喜ぶから犠牲になれと言われて納得するだろうか。やみくもに「NO」と言っているのではなく、どうしても譲れない部分なのだという切実な状況を是非ご理解いただきたい。</p> <p>また、視聴者という「大衆」の要求やデジタル化推進という「国」の施策、機器メーカーの販売計画などが、脚本家ら少数の「個人」の基本的な人権(財産権の不可侵や生存権)よりも優っていて当然のような考え方・進め方は、公共の福祉の概念の曲解ではないだろうか。我々も国民の一人であり、この国で真つ当に働き、その報酬で安心して生活できる権利が憲法によって保障されている。人権と単なる利便性のどちらが尊重されるべきなのか、その答えは明らかであり、EPN推進派が我々に対し次の2点を立証しないかぎり、採用は見送るべきであると考え。</p> <p>(1) EPNを採用した場合、インターネットを使った再送信が事実上不可能というが、「可能」になる危険性は全くないかどうか。</p> <p>(2) EPNを採用した場合、インターネットへの流出以外の方法で、デジタルコピーが氾濫する危険性は全くないかどうか。</p> <p>EPN推進派は、本答申の議論において上記の2点に係る証明を充分に行っていない(むしろ(2)は危険性があるという指摘がなされている)。我々著作権者は、少なくとも、上記(1)(2)の証明をして頂かない限り、安心して許諾することはできない。従って、海賊版リスクが最小限で、且つ、一般的な私的録画の利用も可能である「コピーワンス」の採用が妥当であり、「ムーブ」の失敗等は今後の情報公開やユーザーサポートで対応すべき問題であると考え。</p>
40	衛星放送事業者	現在発売されている地上デジタル放送受信機のほとんどが、110度CSデジタル放送を受信可能であり、地上デジタル放送における著作権保護方式の変更は、110度CSデジタル放送にも影響があると考えます。110度CSデジタル放送は、有料放送が中心であり、基幹放送である地上デジタル放送とは位置付けが異なるため、慎重な検討を要請します。	
41	個人	2011年にはアナログテレビ放送は終了されます。地デジにより高品質な放送が提供されるというメリットはあるものの、消費者はテレビの買い替え、またはチューナーの取り付けなど新たな出費を迫られることとなります。家電業界にとっては喜ばしいことですが、年金生活の高齢者世帯にとっては痛い出費となるとの苦情も寄せられることがあります。さらに漏れ聞くとところによると、著作権保護のための録画制限(コピーワンス)が行われるとのこと。そうすると、例えば喉自慢や子供番組に出演した家族・知人の放送録画を撮った時にも、そのダビングはつくれなく聞きました。著作物の権利の保護は当然ながら、「テレビに出演した際の録画を人に配る」「近所の風景が放映されたので、遠くに住む知人に送る」程度のささやかな市民の楽しみまでも奪う必要はないと考えます。	
		ハイビジョン画質の録画に関しては厳しい著作権保護ルールを課すが標準画質でのコピーには制限を設けない、私的録画の範囲内ということとを考慮して回数を具体的に設定しその範囲内でコピーを自由に行えるようにする、など方法はあると考えますので、コピーワンスに関して再度十分な検討をしていただきたいと思います。	

	所属団体区分	意見	理由
42	その他	デジタル放送における著作権保護方式のあり方についてそもそも現在のコピーワンスを巡る状況は異常であり、即刻止めるべきである。	<p>現在コピーワンスの技術仕様を決めているのは、「ARIB／社団法人 電波産業会」という組織の「規格会議」であり、通信・放送分野における電波利用システムの実用化と普及促進をする組織と「ARIBの概要」というところに書いてある。</p> <p>そして放送のスクランブルに関する技術的な仕様を決めているが、それ以外にもDVDレコーダーなどがコピーワンスの動作を実行するための技術仕様も、本来電波利用についての団体の筈のこのARIBが決めているのである。</p> <p>現在もPCでデジタル放送を録画するには、PCIバスやメモリにスクランブル解除後のストリームを流してはいけないといった規定があるが、これもARIBが決めている。</p> <p>しかしARIBの概要にもあるように、そもそもここは電波に関する決めごとを行なう組織のはずである。</p> <p>だがその組織が、放送を受信したあとの記録・伝送の部分まで規定していることになる。</p> <p>さらに技術規定だけでなく、電気通信事業、放送事業に関する様々な企業が会員となり各メーカーに対してその会員の企業内の権力でもって、各メーカーの動向を規制するといった、強大な強制力を持っている。</p> <p>このような強力な力を持ち、国民の財産を管理する団体に学識経験者もいないし、消費者代表もいない状態になっている。</p> <p>少なくともその仕様が実際の運用に組み込まれる前に、それがもたらす影響などを検討するためには、学識経験者や消費者を含む審議の場が必要なはずであるが、コピーワンスの運用は大義名分としては著作権保護のためとされており、実際にこの規定によって国民の義務・権利が縛られている。</p> <p>だが実際に運用に至るまでそんな議論をする場が無く、企業団体による一方的な取り決めで国民の義務・権利が縛られ、放送電波などの国民の財産が独占されている。</p> <p>なお米国では、著作権保護技術であるブロードキャストフラグは無効、という判決が出た。</p> <p>このブロードキャストフラグの導入を図ったのは、FCC／米連邦通信委員会という、「政府組織」である。</p> <p>だが米司法当局は、政府組織ですらそんな規制をする権利はない、と判断した。</p> <p>翻って我が国において政府組織でもなんでもない民間の団体であるARIBのこの状態はやはり異常としか言い様が無い。</p> <p>よって現在のコピーワンスシステムを一端止め、諸外国の状況を見ながら一から国民全体の意見を受け審議を行い構築し直すべきである。</p>
43	その他	記について現在日本では著作権保護としてデジタル放送にコピーワンスを採用し、放送を暗号化している。	<p>この暗号化の方法はRMP (Rights Management and Protection) といいこのコピーワンスで運用すると決めたのは、「RMP協議会」という組織だがこれはNHKと民放各社から構成されていて、復号化に「B-CAS」カードを使うと決めたのもここで、現在「B-CAS」カードを使用して復号化しているが、テレビ放送という公共性の高いメディアに対して、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズという、1私企業が発行するカードがないと見られないという状態になっている。</p> <p>またB-CASカードがチューナーに対して発行される条件として、テレビ、ラジオ、データ放送の全波が受信できなければならない、としている。</p> <p>これに対しメーカーが例えばテレビとラジオは受信できるが、データ放送は受信できないチューナーなど独自の判断で作ろうとしてもそれを判断する権限すら与えられていない。</p> <p>この仕様を満たさない場合は、メーカーに対してB-CASカードの発行を停止するという形で、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズが、「懲罰」を与えることが可能になっている。</p> <p>このような重大な権限をごく普通の株式会社が持つ事に対して学識経験者から広く意見を聞いたという話もないし、パブコメで意見を募集したという話もない。</p> <p>ましてや総務省の委員会が決めたとか、国会で決議したという話もない。</p> <p>国民の預かり知らぬところでこういう支配的な立場の企業が存在して、その権力を一方的に行使している現在の状況は異常としか言いようが無いしこれは独占禁止法違反が非常に疑わしく、そもそも一企業が国の財産を独占する自体は明らかにおかしい。</p> <p>このような事態にはに対して具体的な事由の広く国民への開示を行い審議を受けるべきであり、それが終わるまでは現状の「B-CAS」を用いるコピーワンスもそれが済むまでは止めるべきである。</p> <p>なお米国では、著作権保護技術であるブロードキャストフラグは無効、という判決が出た。</p> <p>このブロードキャストフラグの導入を図ったのは、FCC／米連邦通信委員会という、「政府組織」である。</p> <p>だが米司法当局は、政府組織ですらそんな規制をする権利はない、と判断した。</p> <p>またこのようなコピーワンスによる規制を行なっているのは世界でも日本ただ一国である。</p> <p>現在のコピーワンスなどの規制は権利者の保護といった大義名分としては著作権保護のためとされており、実際にこの規定によって国民の義務・権利が縛られている。</p> <p>しかし他国に比して日本だけがこのような状態になっている事に対して国民だけが蚊帳の外に置かれ、政府組織でもなんでもない民間の1誌企業である株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズその点からも重ねて言うが止めるべきであり、広く国民の審議を仰ぐべきである。</p>

	所属団体区分	意見	理由
44	個人	<p>テレビがもっと便利になるはずの地上デジタル化が、現実にはコピーワンスのルールによって消費者の既得の利便性において大きな後退となっています。この仕組みの見直しに当たっては、消費者の利便性の確保とコンテンツ保護を両立する案として、コピーワンスからE P N（インターネットへの送信禁止）へルール変更を求める、としている本答申に基本的に賛成します。</p> <p>私は、通常のテレビ番組は全てE P Nに変更し、一部の公共性の極めて高い番組等においては一切の暗号化を行わない制度を求めます。</p> <p>あるいは、上記に代わる新しいルールを放送事業者、消費者、行政、（学識経験者）が対等の立場（数的にも）での議論、合意の基に作り、私的録画の自由を始めユーザーの利便性と公共性の高いコンテンツの共有を妨げない著作権保護方式となることを求めます。</p>	<p>消費者は、望むと望まざるに関わらず、自己負担で地上デジタル化への移行に必要な機材等を購せざるを得ない状況にあります。経済的な負担を強いられる上に、テレビ視聴や録画の利便性が上がるどころか、選択肢の余地なく、アナログ放送では認められていたコンテンツの録画等に関する利便性が失われることは消費者としては到底受け入れられません。</p> <p>コピーワンスルールではハードディスク（HD）に録画した番組を家庭内の違う場所にあるDVD再生装置で見たいと思えば、たった1枚のDVDに複製でなく移動させる操作を行う事になり、HD中のデータは失われ、DVDの特性上、ハイビジョン画像データは失われ、標準画質となり、またダビングも出来なくなってしまうます。また、移動操作の段階でエラーが生じれば、そのコンテンツの内容は失われてしまいます。移動操作中のエラーはまれな物ではなくかなりの頻度で起こり得るものです。</p> <p>（コピーワンスと言う名前になっていますが、実際にはコピーではなくムーブ（移動）ワンスと言うべきルールです。コピーであるならば原データは残るべきです。）</p> <p>消費者が個人で楽しむために放送番組を録画する、私的な録音・録画は著作権法でも認められております。コピーワンスルールの導入は『デジタル録画はダビングを繰り返しても劣化しないために、ハイビジョン時代の高画質デジタル録画を自由なまま放置すると海賊版などが出回り、著作権者の理解が得られず、コンテンツ調達に支障が出来る』との主張に基づいています、そのために一般の消費者を虞犯者とみなし、消費者の既得の利便性を制限する事は筋が違います。海賊版防止の為に著作権法の厳格な適用や罰則の強化等に対応すべき問題です。</p> <p>アナログ放送、デジタル放送とも録画物をDVDにコピーあるいはムーブさせれば標準画質になってしまうのは同じことですが、アナログでは複数枚のDVDコピーを作製でき、HD上のデータは保持できるのに対してデジタルでは1回だけリスクを伴う移動操作が出来るのみで、操作を行えばHD上のデータは失われるということは明らかに消費者に対する謂れないサービス低下です。</p> <p>何らかの営利を目的に複製物の頒布やインターネット上の配布を防止する有効な手段を講じれば良いのであって、その防止のために消費者全般の既存の利便性を制限する事は受け入れられません。</p> <p>NHKや無料放送を行っている民間放送のコンテンツは極めて公共性、公開(公表)性の高いコンテンツであり、世界的に見てもこのような放送でのコンテンツコピーワンスルールの導入自体、不透明な経緯の中で行われたものであり消費者の理解・合意が得られたものではありません。放送の公共性に鑑み、事業者当然著作権は守られるべきですが、著作権が極く一部の不心得者の違法行為を防止するために良心的な大多数の視聴者/消費者の当然許されるべき自由を制限放送事業者はマスコミの有力な一員の筈です。より民主的な方法で、一般消費者の声を良く聞いて対処される事を望みます。</p>
45	個人	<p>1、地上デジタル放送のコピーワンスを、E P Nの運用へ変更するよう要望します。E P Nは、ファイル交換ソフト等によって、無差別大量にネット空間へ配信されることを防ぐことができる一方、DVDレコーダーでのダビングやパソコンでの編集など、私的な録画の自由は完全に確保されていると聞いています。</p> <p>2、また、きわめて公共性の高い番組（大災害時の情報提供など）には、いかなる著作権保護も行わずインターネットでの送信を含めて許容し、情報の共有を妨げないシステムの導入も重要と考えます。東海大地震が予測される中、災害時・非常時を想定した対策をとっておくことは当然のことと考えます。</p> <p>3、私達が個人で楽しむために放送番組を録画することは著作権法でも認められてきています。それでも制限を設けたいとするならば、私的録画の場合は、回数を具体的に設定し、その範囲内でコピーを自由に行えとする新しいルールと仕組みを策定するなど柔軟な対応も取り入れてください。</p>	<p>地上波のテレビ放送のデジタル完全移行（アナログテレビ放送終了）まで5年をきりました。高音質、高画質が楽しめるなど、地上デジタル放送のメリットを強調した宣伝がさかんに行われておりますが、消費者に経済的、精神的な負担を強いる政策です。今の画質でもなんら不便を感じないという消費者までも、数年後には新しいテレビを購入せねばならないという政策は、「消費者基本法」に定められた「消費者の選ぶ権利」を奪うものです。その上、大量の廃棄物を生じ、「省資源」に反する政策でもあります。</p> <p>地上波のテレビは公共性が高いものです。そこに「選択の自由」を阻むシステムの導入には根本的に反対です。</p> <p>無料のテレビ放送にコピーワンスのような録画制限がかけられている例は世界でもありません。著作権は守られるべきですが、著作権侵害を防ぐ方法は別の手立てを考えるべきです。</p> <p>ごく一部の者の違法行為による損失を回避するために、コミュニケーションのとりにくい現代社会において、家族や親類や友人間のコミュニケーションをはかる上で有効な手段として活用されてきた私的録画利用を奪うことは、社会に大きな影響を及ぼす問題と捉えるべきと考えます。</p> <p>蛇足ながら、全30名の委員中、消費者側委員がわずか3名という委嘱のあり方は問題です。地上波テレビの視聴者であり、利用者である消費者の視点にたった施策を展開するためには、消費者側委員を半分くらいにするべきです。国においては、『消費者基本法』の精神を遵守して下さるようお願いいたします。</p>
46	個人		<p>デジタル放送へのコピーワンスの導入は、民間（放送事業者とメーカー）が取り決めたかの記述があり、情通審、電監審の審議経緯が全く記述されていない。そもそもデジタル放送へのコピーワンスの導入は情報通信審議会情報通信技術分科会サーバー型放送システム委員会での審議（公開）、パブリックコメント募集、H14.3.13情報通信審議会（公開）答申、電監審答申（H14.5.29意見聴取）を経て、「デジタル放送に関する送信の標準方式」を改正して導入されたものである。</p> <p>情通審、電監審で審議し、パブリックコメント募集、意見聴取も行われて導入されたものであり、「透明性がない」との記述はあてはまらない。また、第3次中間答申に情通審自らの審議について全く触れていないのは責任回避である。</p>

	所属団体区分	意見	理由
47	個人	<p>ムーブの失敗が機器動作上の問題であるとの記述は間違いである。 その様なケースを問題視しているのではなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ムーブ途中で電源が落ちた場合。 ・ディスクに製造上の問題があり、ムーブしたものを再生してみると、部分的にブロックノイズが出る、再生が途中で止まる。 <p>などを「ムーブに失敗したらコンテンツも消える」との問題としている。 この項は、事実を誤認しており、答申から削除すべきである。 また、この意見は芸団協から提示されたものと認識しているが、芸団協からは、「なぜベリファイしないのか？、機器の仕様上の問題である。」との意見も出されたが、ムーブ先とムーブ元の双方に1分以上同時にコンテンツが残ってはならないというムーブの規定からはベリファイはありえないと考える。（ムーブに録画時間の3倍ほどかかれば良いならできるが、そんなものは使い物にならない。）</p>	
48	個人	<p>受信機の機能改善について 権利者側が提案した「受信機の機能改善」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVDへのムーブ（SD画質）では可能であるが、HDTV画質でのムーブ失敗については対応されていない。 ・「ムーブ失敗」を誰がどのようにして判断するのか（ユーザーが「失敗した」というスイッチを押せば良いのか。これなら嘘を申告できる。） <p>が記述されていない。：ベリファイでは判定できないのは別頁で指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄積容量（録画時間）が減少する。 ・特定歌手や事象をアーカイブする「マイアルバム（スクラップブック）」 <p>をつくる事ができないとの問題は全く改善されない。 など、視聴者のクレームに答えておらず、「商品企画としてその様な実装もありうる。」程度の内容であると考える。</p>	
49	権利団体	<p>現在検討の対象となっている、いわゆるEPN運用については、著作権保護レベルを実質的に無効化させるに等しいものであり、到底容認できない。こうしたルールの策定に際しては、一部当事者のみが密室で行うのではなく、視聴者や権利者など全関係者が揃う開かれた場で透明に議論されるべきである。</p>	<p>そもそもコピー・ワンスを決めた議論の場には実演家は関与していない。またEPN運用への変更が必要な理由として挙げられている「ムーブの失敗」は、関連製品についてメーカーがユーザーに保証した仕様をそれらの製品が満たしていないことに起因する問題であって、それが「著作権保護ルールの問題」として公の場で議論されていること自体、すでに公平性に著しく欠けているものといわざるを得ない。はじめに技術ありきではなく、まずは関係者が合意し得るようなルールを前提として、それに必要な技術仕様について検討を加えてゆくような体制づくりが重要であると考える。</p>

	所属団体区分	意見	理由
50	個人	<p>デジタル放送に施されている著作権保護方式について、アナログ信号を經由したりビットレートを変換して従来のアナログ放送同等の標準画質以下にまで劣化した情報は、アナログ放送と同様にコピーフリーとして扱えるようにする。具体的には CPRM と CGMS-A の制限撤廃である。</p>	<p>視聴者としての感覚は、デジタル放送はアナログ放送の上位サービスとなる。ところが、現状上位であるはずのデジタル放送ではアナログ放送で可能だったことができなくなっており、サービスの低下となっている。残念ながら HD 放送を始めとするデジタル放送の付加価値はサービスの低下を補えていない。</p> <p>そもそもデジタル放送の最も判り易い訴求点は高画質にあるが、標準画質へダウンコンバートして DVD メディア等に記録する場合はアナログ放送に対して常に高画質とはならない。デジタル放送は最大で 1920*1080 ドットの解像度を持つが、標準画質にダウンコンバートすると表示面積で 1/6 以下の 704*480 ドットとなる。ところが、デジタル放送では画面にサイドパネルを配した（いわゆる額縁）放送やサイドパネル内にレターボックス（いわゆる超額縁）放送をする番組が COG が実施されて 2 年以上を経過しても未だ散見される。この、いわゆる超額縁放送を標準画質で保存すると有効解像度は 480*270 ドット程度にまで落ち込んでしまい、このような番組ではアナログ放送を録画した方が画質でデジタル放送を上回ってしまう。また、アナログ放送では受信機側の対策で殆ど追放されたドット妨害やクロスカラーと言った表示障害が、デジタル放送で亡霊のように復活してしまっている。コンポジットでしか伝搬できないアナログ放送ならともかく、コンポーネント規格であるデジタル放送では受信機側の対策が望めない。以上の結果、「アナログ放送を録画した方が高画質」と言う逆転現象が少なからず生じてしまっている。</p> <p>現状の COG はデジタルコピーを初回録画の 1 度と制限し、デジタルムーブも事実上 1 度しか試みることができない（ムーブしたメディアから更にムーブもできない）。これが放送そのままを記録した MPEG2-TS ファイルだけにかかる制限なら、デジタル放送の付加価値に課せられた制限として視聴者としても理解し易いし納得できると思われる（とは言え、最低でもムーブ回数はフリーとすべきと考える）。ところが、HD 品質から標準画質へダウンコンバートしたりアナログ信号を經由した「劣化コピー」にまで同様の制限が適用されることには、実際に標準画質であるアナログ放送では可能であること（画質に関しては前述の通り）から納得できる理由が無い。</p> <p>上記理由から、本来ならデジタル放送普及を牽引するであろう「判っている」層が、牽引役としての役割を担っておらず逆に様子観を勤めている現状もある。品質だけでは利便性と価格に勝てない。同等の利便性と価格を確保した上で品質の付加価値を訴求できれば普及の障害はなくなるはずである。</p> <p>（余談ながら、標準画質へダウンコンバートした COG コンテンツを記録できる DVD 系メディアは現状 CPRM に対応したものとなるが、CPRM メディアは一般の DVD-Video 規格に比べ著しく互換性が低く、非常に混乱を招き易い。実際、「同じ DVD なのに何故？」と質問する方に説得力を伴った理由を説明できない。）</p>
51	大学	<p>報告書には「2003年11月、米国連邦通信委員会（FCC）が、著作権保護方式として、地上デジタル放送のインターネットへの無制限な再送信を防止する目的で、「EPN」を採用することを前提として、受信機メーカーに対し、この方式への対応を義務づける「ブロードキャスト・フラグ」ルールを決定した。」とあるが、ブロードキャストフラグは EPN と全然違う。</p> <p>つまり「米国も EPN でいくよだから日本も EPN でよい」という論法にはならないので、認識をあらためる必要がある。</p> <p>米国を少しでも参考にするというなら、デジタル放送の SD 画質以下でのデジタル再送信は暗号化なしで行えるようにするなどの措置をとるべきである。</p>	<p>http://pc.watch.impress.co.jp/docs/2005/0517/high39.htm に、</p> <p>フラグのルールでは、放送局は、無差別再配信不可の番組の電波信号にはフラグを立て、OKの番組はフラグを寝かせるようにする。そして今年7月1日以降出荷される、DTV放送を受信できる機器(TVチューナ付きPCを含む)は全部、FCCが認可した技術でフラグの有無を認識し、フラグ有りならフラグ対応以外のデバイス(既存のPC等)にはデジタル出力できないようにする(解像度を落とす場合は除く)という仕組みだ。</p> <p>つまりホームネットワークのフラグ対応機器間ならコピーも移動も自由。解像度を落とす場合も自由。また、6月までに出荷するDTVやDVR(デジタルビデオレコーダ)は放置、アナログ出力も放置という、日本から見るといい加減といってもいい方策だった。</p> <p>とあるように、CPRM対応機種間でしかコピーが行えずアナログ出力にもコピーガードがかかる日本の EPN と、米国のフラグとは全く異なるものである。</p>
52	放送事業者	<p>「コピーワンジェネレーション」ではなく「EPN」の取り扱いの方向で検討することには大きな懸念があります。</p>	<p>「EPN」は、技術的には、劣化や制限なくコピーすることを回避出来ない方式であり、私的複製の範囲を超えた著作権侵害を招く恐れがあります。</p> <p>本文の「指摘」にもあるように「地上波放送事業者が最大かつ最良のコンテンツを継続的に供給しており」、「地上波放送の権利が守られることが日本のコンテンツ産業の振興」に「決定的に重要」であるという視点は必要だと考えます。</p> <p>ドラマやアニメーションをはじめ、地上波放送事業者によって生み出されているコンテンツの多くは、その莫大な制作費を放送のみでなく、DVD 発売や海外への番組販売などの多角的な展開によって調達し、ようやく採算性を維持できる状態となっています。</p> <p>無制限のコピーにより、このような事業展開に支障をきたすことになれば、視聴者が現在享受している、多様性のある豊かな番組が、安定的に供給できなくなる可能性があります。</p> <p>このことを踏まえて、当審議会で知的財産保護のあり方を検討していくにあたって、その重要性の周知・私的複製の範囲・保護技術の進展・コンテンツ内容などのバランスを総合的に検討し、その検討の過程の透明性の確保を念頭において、論議を継続していくべきものと考えます。</p>
53	個人	<p>クリエイターの努力を讃え、著作権を尊重するのは当然のことであり、啓蒙の意味でも視聴者の利便を著しく損なわない範囲で配慮がなされることに賛成します。</p> <p>しかしながら、公共放送においては国民の安全を守り、偏りのない世論を醸成し、教養を高め、教育に資することを目的とするのであるから、放送内容も国民に共有されることが理想であると思われま</p> <p>す。</p> <p>著作権保護のためにスクランブルをかけ受信に制限を加えることは、誰もが安価に安全に受信できるという視聴者の自由を奪うものであり、受信料という形で、経済競争はもちろん政治からも独立した放送局を支えてきた国民の支持を裏切るものと言わざるをえません。</p> <p>採算を度外視した優れた番組のために受信料を払うのと同様に、制作側にも経済原理を超えた奉仕の精神が求められてしかるべきではないでしょうか。</p> <p>よって利潤が損なわれることを理由に著作権保護を主張するコンテンツは公共放送に使用すべきでない。共有されることをこぼむ内容も放送されるべきでない。むしろ、複製されることによって番組を視聴できなかった人にまで情報を伝えられてこそ広報の力は発揮されるはずです。</p> <p>商業放送は自由競争にまかせるとも、公共放送においてはコピー制限、受信制限ともに行われたいことを希望します。</p>	

	所属団体区分	意見	理由
54	新聞社	放送番組が制限なく複製できる「EPN」の導入に反対する。	「EPN」がインターネットへの流出は阻止できるとされる点は評価する。しかし、コピー数、コピー世代の制限をする機能がなく、複製されるメディアの数を制御することができない。不正コピーが氾濫する事態を招きかねず、総合的にみて、著作権保護の観点から問題があるシステムと考える。デジタル放送の著作権保護は、「コピーワンス」を原則に対応しつつ、今後のあり方については関係事業者・団体等に検討を委ね、透明性の確保を念頭に議論を継続すべき問題と考える。
55	個人	デジタル放送の最大の恩恵であるハイビジョンの高画質を堪能できる画面の機材ユーザーには、その良さを広める力になってもらうべきである。 他方、アナログ放送を使い続けているユーザーには、アナログ放送に比べてコピーワンスで利便性が落ちたり、機材価格が高かったら、デジタル放送に移行させるのは無理だと思う。このうち、機材価格は、企業努力と時間が解決する問題。 それなので、ユーザーの利便性をアナログ放送に比べて下げてはならない。ここで、私的利用の範囲でコンテンツの活用はむしろ推進すべきで、アナログ放送で出来たことは基本的に全て可能にすべき。そして、著作権保護のため、ごく一部と思われる著作権を侵害する成らざる者を実際に取り締まれる仕組みを作ったり、取り締まりの強化に注力すべき。その結果、著作権侵害の意志など無い大多数のユーザーに利便性低下などの迷惑をかけることは無いようにしてもらいたい。	デジタル放送最大の恩恵は、ハイビジョンのもたらす高画質に尽きる。その他の恩恵はユーザーにとってオマケ程度の些細なものである。ハイビジョンならば、映像に没入できる視野角30°が確保できる画面高さの3倍まで近接して見ても、視力1.0相当の解像感が得られて臨場感を感じられる。(なお、従来からの標準画質解像度の映像素材からアップコンバートした素材では、高い解像感を得られない。むしろ、貴重な放送帯域を無駄にし、データ容量が増えてユーザーの保存負荷を高めるばかりで、無駄である。考え直してもらいたい。) しかし、この高画質を堪能するには、大型テレビか高解像度であるPCディスプレイで視聴するしか無い。それらの機材で視聴しないユーザーには、画質的なメリットは感じてもらうが、アナログチューナーより高価でコピーワンス制約といったデメリットを上回る価値を感じてもらうのは無理。デメリットが有れば移行させるのは無理だからデメリットは全て取り払わなければ、アナログ放送をいつまでも続けることにつながってしまう。 ところで、家族全員が同じ娯楽を楽しむ傾向が強かった昔と違って、個々の趣味・興味は多様化し、見たい番組も異なる傾向が強まっている。しかし、一般家庭では大型テレビは1台のみのままのため、複数人数の世帯ではチャンネル選択権の確保は難しくなっている。そのため、1家に1台から1人1台に向けてPCが普及してきている現在、PCでテレビを視聴する人が増える傾向に在ると思う。 そんな中、テレビ機能込みのPC、TVチューナーカード(録画機能付きが多い)においては、アナログ放送が無いと困る状況。デジタル放送対応PCも出てきているが、まだ高価。デジタル放送対応のTVチューナーカードに至っては未だ発売されず。著作権保護のため厳密に発行が管理されているB-CASカードが弊害となつて、録画機能付きカードはおろか、単機能のTVチューナーカードさえ出さず。PCディスプレイは小さいながら高解像度で、ハイビジョンの良さを感じ易いから、デジタル放送対応を売り込み易い。それなので、デジタル放送推進の味方にしやすいはずなのに、逆に著作権侵害の悪玉と勝手に決めつけられて味方に引き込めない。一方、B-CAS不要なワンセグは解像度が低くて、高解像度なPCディスプレイでは物足りない。そのため、数インチまでの画面サイズが限度というのが実態で、ワンセグがデジタル放送時代のPC用チューナーの主流とは成り得ないはずである。
56	放送事業者	COGの見直しは、視聴者利便と著作権保護のバランスを重視することを基本に、具体的な改善措置は民・民の検討に委ねるべき	COG(コピーワンジェネレーション)は、何世代コピーを繰り返しても画質・音質の劣化を招かないというデジタル放送の特質から見て妥当かつ必要な措置であった。 その後、情報通信審議会での指摘を受けて放送事業者は、ムーブ失敗やオリジナルHDコンテンツの喪失を補うために、ハードディスク内にバックアップを用意する改善案を提起しており、一般的な視聴者の私的録画ニーズは、これにより十二分に満たされるものとする。 これに対しJETAが提案しているEPNは、インターネット送出こそ禁止できるものの、コピーの世代や数は無制限であり、良質な番組を送り続けるために、また海賊版の氾濫を防ぐためにも、これを受け入れることはできない。 もちろんデジタル完全移行に向けて視聴者の意見に耳を傾けることは重要だが、一方では知財立国・日本として著作権保護にも十分な配慮が必要であり、COGの見直しにはこのバランスに重きを置いた冷静な議論が必要である。国(行政)は民・民の創意工夫に待つべきであり、結論を一つの方向に強く導くことがないよう要望する。
57	大学	B-CAS方式のRMPIはやめるべき。	公共の電波を一私企業が囲い込む形となっており独占禁止法に抵触するのではないかと。今後は一部の利害関係者による話し合いだけで著作権保護方式を決定するのをやめプロセスの透明化を図るべきである。

	所属団体区分	意見	理由
58	個人	<p>コピーワンジェネレーションからEPNへの運用移行は歓迎するが、EPNの機器への実装につき、既存再生機器の買い替えを強いるような、新たな技術的保護手段や暗号化の強要は避けるべきである。</p>	<p>EPNとは録画番組の複製世代制限無し、ただし、独自の暗号化を行う運用であると理解している。しかしながら、この暗号化に既存機器が対応できるかどうかにつき、各社からは、対応の可能性しか示されていない。これでは、コピーワンスへの反発が再燃しかねない。</p> <p>コピーワンス運用が全面的に拡大された際、それまでのアナログ放送を含む、コピーフリー時代に設計されたデジタル方式録画機器は、各視聴者の所有物でありながら、機能を一方的に剥奪されたに等しい結果となった。（特に、ソニーCocoonの一部、PSX、Rec-Potの一部、生産完了にも関わらず他規格への移行が事実上不可能となったD-VHS全体など。）</p> <p>http://www.sony.jp/products/Consumer/cocoon/info/040330_01.html > 「NDR-XR1」におきまして、地上／BSデジタル／110度CSデジタルテレビ放送で「1回だけ録画可能」のコピー制御信号が加えられた番組が録画できない仕様であることをお知らせいたします。また、当該番組が録画できない旨のメッセージを追加するソフトウェア更新 > 対象製品カテゴリ > 映像 > PSX > PSX http://www.faq.sonydrive.jp/faq/1040/app/servlet/qadoc?006509 > DVD へのダビングは可能ですか？ > A > 可能です。コピーワンス信号の入っていない番組のみダビングの対象となります。 その結果、特定人物の悪行を理由に、全デジタル放送視聴者の所有物が一律、没収されたかのような状況が生まれた。これは、強い反感と猜疑心を長期にわたって抱かせるに十分な手法である。</p> <p>EPNにおいては、おそらく、DTCPやCPRMといった、既存の、大規模に破られた事が確認されていない、暗号化方式を使用すると考えられる。これら技術的保護手段や暗号化は、既にデジタル方式録画機においては実装が進んでいるから、反発の再燃は起こるまいと楽観視していないだろうか。しかしながら、VHSからDVDへの録画機市場交代は、既存のDVDプレーヤー、DVDカーナビ、PCといった、事前に相当普及していた、既存セルDVDソフト用の再生インフラを流用できた点を忘れてはならないだろう。これら機器では、デジタル放送用の暗号化対応（CPRM対応）は“付加機能”扱いである。既存アナログ放送と同程度の画質（34万画素）であるにもかかわらず、EPNへの運用変更後に、やはりこれら再生環境はCPRM対応必須ということになれば、この難題への対処策を端的に言えば、EPN運用に、既存DVD-RへのVideoモード録画（CSS暗号化）を認めるべきではないか。CSSは無効化される恐れがあるとの反論は、当然考えられるが、CPRM暗号化にしても、当面、525iのアナログ映像出力機能を持つ以上、抜け穴がある事は否定できない。ここで肝心なのは、単に技術的に商業意図複製の禁圧を徹底する姿勢を取るのではなく、ごく個人的な人間関係に基づく、複製行為は、むしろ視聴率に繋がってくるとの見地を持ち、具体的に収入に繋がるよう（少なくとも、当面は私的録画補償金がある）、視聴者が投資したくなるような、心情面での信頼関係を再構築することであろう。即ち、次世代DVDセルソフトにおける、アナログ映像出力制限を巡る、AACの対応同様に、既存DVD-RへのVideoモード録画（CSS暗号化）を経過措置として認める事で、デジタル放送は不便を強いられるという、不信感を払拭すると共に、PCなどでの暗号解除は、してはならないという、建前も（CSS解除行為は、大抵マクロビジョン除去も伴うため、法的には限りなく黒に近い）、当面は両立できよう。その後の、「新たなルール形成」は、一方的に強要されたとの批判の再燃にならぬよう、年単位の時間をかけてでも、まずは、視聴者の参加体制の確立からかからなければ、ならないと考える。</p>

	所属団体区分	意見	理由
59	個人	<p>EPNの実装、および運用面に際し、番組権利者の懸念に対して、次の考え方をを用いてはどうか。</p> <p><1>複製世代制限ではなく、複製頻度制限で対処する。</p> <p><2>ハイビジョン放送の画素数の、実に80%を失っている、従来画質（525i）以下での複製を、“オリジナルのコンテンツの複製”とみなすのは、ハイビジョンの価値の自己否定に他ならない。</p> <p><3>番組の無断転売行為の補償・対価要求は、そういった行為を行った者や、水面下の転売行為からも利用料を取るような、オークション主催者側に負担させるべきである。</p>	<p>「EPN」運用以降案に対し、番組権利者からは強い懸念が表明されているという。</p> <p>具体的には、複製世代制限が出来ないから、複製先メディア数も制限できず、オリジナルのコンテンツを複製したメディアが無制限に制作されることを、技術的に回避することができないという反論である。</p> <p>この主張に対し、以下のように反論する。</p> <p><1>HCMS（ハイスピードコピーマネジメント）の考え方を導入する。</p> <p>HCMSとは、CDとMDの一体機などに既に導入されている、複製頻度制限機能の事である。</p> <p>転売目的で多数のメディアを作ろうとする不届きな者にとって、もともと技術的に障害になるのは、多数の複製を作成するには時間がかかることである。</p> <p>現在のコピーフリー放送の扱いでは、高速ダビング機能を短時間に何度も使う事で、確かに、短時間で多数の複製メディアを作り出す事が出来る。</p> <p>この点に対し、HCMSで、高速ダビング自体は認めるが、頻度を制限する、すなわち、例えばあるタイトルをHDDからDVDにダビングできるのは、番組の放送時間と同じだけの間隔を開ける必要があると実装してはどうか。</p> <p>これであれば、私的利用目的の複製に不便を強いる事は、殆ど無く、一方で、多数の複製を短時間に作ろうとする者は、高価な録画機自体を多数買う他なくなる事となる。</p> <p>現行のコピーワンス運用であっても、録画機を多数使用する事までは禁じていないのだから、過度に規制を緩めたとの指摘は当たらないであろう。</p> <p><2>複製世代制限を正当化する根拠として、“デジタルだと複製しても劣化しない”との概念論が幅を利かせている。</p> <p>しかし、約200万画素で送られているハイビジョン番組を、現在普及しているDVDに録画すれば、その時点でハイビジョン放送の画素数の、実に80%を失っている。</p> <p>更には、今後伸びると見込まれる、携帯動画機器に至っては更にその1/4の画素数になるQVGA画質であり、大型テレビでの視聴に耐える画質ではない。</p> <p>即ち、DVDや携帯動画機器に移した時点で、元のハイビジョン放送から大きく劣化しているのだから、同程度の画質のアナログ放送規格に対して、“デジタルだから”複製世代自体制限しよとの主張は、ハイビジョンの価値（画質）の自己否定に他ならない。</p> <p>より具体的には、放送無劣化録画の扱いはムーブでもやむなしと考えるが、VGAやQVGAの画質にたいしては、世代制限をする必要は無く、複製頻度制限（HCMS）が妥当な所と考える。</p> <p><3>番組の無断転売行為の補償・対価要求は、そういった行為を行った者のB-CAS無効化や、水面下の転売行為からも利用料を取るような、オークション主催者側（Yahoo! など）に負担させるべきである。</p>
60	放送事業者	<p>「コピーワンジェネレーション」から「EPN」への方針の転換は、解決されるべき多くの問題があるとともに本来の著作権保護の主旨に合致しているとは言えず、反対である。</p> <p>「コピーワンジェネレーション」の下での“ムーブ”失敗への対策が重要視されているが、これは著作権法の精神にもかかわるもので、安易に方針を変えることなく、あくまで機械的・技術的改善によって対処すべきものと考える。</p>	<p>所載の議論をみても、視聴者が行う複製行為への利便性に対する配慮だけが際立っているという印象が強い。コピーワンジェネレーションの運用を評価する意見が並んでいるにもかかわらず、「④今後の対応について」に至ると、あたかもEPNの採用が前提となっているかのような結論に導かれており、唐突感はない。「コピーワンジェネレーション」からEPNへの移行によって海賊版DVD等の著作権侵害物が飛躍的に増加することは火を見るより明らかである。</p> <p>EPNはもともとインターネットへの違法なコンテンツの流出を防ぐ目的で考えられたものであり、著作権侵害物の流通といった問題に対する有効な対策とはならない。</p>
61	CATV	1. デジタル放送の下での著作権保護について	は、「視聴環境の変化とその理由について、視聴者に十分説明し、理解を得ることが不可欠であること」は指摘のとおりである。
62	CATV	<p>1. デジタル放送の下では、「コピーワンジェネレーション」に象徴されるよう、権利者のコンテンツに対する保護の仕組みを強化すべきことは指摘のとおりである。</p> <p>2. したがって、私的利用の範囲に対する基準・ルールと罰則の規定を検討すべきことを明記すべきである。</p>	<p>1. これまで「私的利用」の運用ルールが整備されていないため、違法な私的利用を抑制する手段がなかったと考える。</p> <p>2. したがって、きめ細かい基準・運用ルール規定のもとに私的利用は認めるが、違反者には厳しい罰則を課すことが海賊版等の違法複製を抑制し、権利者を保護することになると考える。</p>

	所属団体区分	意見	理由
63	CATV	<p>1. デジタル放送の著作権保護の仕組みは、基盤技術や運用ルール開発者の下で成立しているが、改善には幅広い関係者が参加すべきことは指摘のとおりである。</p> <p>2. また、「EPN」の取り扱いの検討も指摘のとおりと考えるが、著作権保護の仕組みは関係者参加のもとで公平でオープンな検討を行うことを明記すべきである。</p>	<p>1. 「私的利用」に関する著作権保護は、視聴者の理解と意識による影響が大きいと考える。</p> <p>2. したがって、幅広い関係者が参加し公平でオープンな検討を行うことが、その後の著作権の保護に大きく影響するものとする。</p>
64	放送事業者	<p>「コピーワンジェネレーション」の運用改善案として提案された「EPN」には知財立国実現を阻害しかねない大きな問題があり、安易に採用すべきではない。</p>	<p>録画および通信技術の発達、利便性が高まるという側面がある一方で、その技術が権利侵害の手段となり得る可能性も高まり、新たな権利保護のルール作りや仕組みが必要となる。その結果として、「それまで可能だったことが不可能になる」こともあり得る。具体的な例として、DRMが導入され、現在、“通信”の世界ではコピーバーが原則になってきている。地上デジタル放送のEPN運用という考え方は、こうしたデジタル、ネットワーク時代の流れに逆行していると言わざるを得ない。</p> <p>地上アナログから地上デジタルへの完全移行のためには、現在の地上アナログと同程度の質の高いコンテンツが地上デジタルでも視聴できることが重要と考える。放送されたコンテンツが録画制限を受けることが問題とされているが、EPN運用の弊害として、パッケージによる海賊版の横行が容易に予想でき、後者の方をより大きな問題として捉えるべきである。EPN運用は著作権の保護を重視する知財立国の実現と合致せず、むしろ逆行する。その結果として、将来、録画したくなるコンテンツが放送すらされなくなるような事態に陥ることを放送事業者は懸念している。放送事業者は、経済合理性の範囲で可能な限りこの問題に対応する努力をしているのであり、録画機器問題の議論を深め、関係各者にもご理解とご協力をお願いしたい。</p> <p>また、補足的にEPN運用を行うという考え方も示されているが【〔P41〕5) 受信機の機能改善について④】、これは視聴者側の混乱も予想されることに加え、放送事業者自らが、上記のような海賊版の横行を容認するコンテンツの選定を求められるという極めて非現実的な考え方である。仮に選定できたとしても運用に多大な労力と費用が掛かり、且つこのようなコンテンツは殆ど録画されることはないのではないかと思われる。この考え方は、放送事業者に無駄な支出を強いて、結果、誰も喜ばない案であるため安易に採用すべきではない。</p> <p>COGからEPN運用への方向転換の検討の理由の一つとして、COGの下では視聴者が「ムーブ」を行う際に失敗するケースが指摘されているが、これは放送を受信した後（録画後）の録画機器の動作上の問題であり、録画機メーカー側の問題である。録画機器のユーザー利便性の問題については、メーカー側のムーブ機能の改善により解決を図るべきである。なお、放送事業者はそれを回避する代替技術案を提案するなどして、メーカー側の提案があれば検討・協力する姿勢を示している。</p> <p>この問題は、主として録画機器のユーザー利便性の問題である。今後、録画機器が益々発達して、簡易にかつ大容量で録画できるようになることも含め、将来に向けた権利保護のあり方と録画機器のユーザーの利便性を考慮に入れつつ、専門家と各関係者とを交えた録画機器問題の検討の場において議論すべきである。そして、受信機のムーブ失敗対応が実現するならば、【P40-4】に列挙された諸事情により、EPNへの拙速な方向転換は不要と考える。</p>

	所属団体区分	意見	理由
65	権利団体	<p>第3次中間答申（以下「本答申」といいます。）42頁では、「デジタル放送の全ての放送番組は、『コピーワンジェネレーション』の取り扱いとなっているが、これらを『EPN』の取り扱いとしていく方向で検討していく旨（以下「本検討要請」といいます。）を記していますが、以下の理由により反対します。</p>	<p>1. 私的録音録画補償金制度の整備に関する議論（文化庁所管）と、デジタル放送におけるコンテンツ保護に関する議論（総務省所管）との間で整合性が取れておらず、権利者保護の視点・施策が十分でないと考えます。</p> <p>すなわち、デジタル放送における著作権保護方式について、放送コンテンツの私的録画を自由に可能とする方向で検討を行うことになるのであれば、権利者としては、当該私的録画に対する補償金制度の整備を主張します。つまり、複製可能な機器・記録媒体については、私的録画補償金制度の適用対象とすべきであると考えます。この意味において、デジタル放送のコンテンツ保護技術としてコピーフリーであるとされる「EPN」の採用の検討を行うに当たって、私的録画補償金制度の整備に関する検討を同時並行で進めることが必須であり、デジタル放送の著作権保護方式については、私的録画補償金制度における問題点解決をも視野に入れたうえで技術の検討を行うべきであると考えます。</p> <p>なお、「EPN」への変更を主張されている社団法人電子情報技術産業協会は、著作権法上の私的録音録画補償金制度に関し、私的録音録画補償金制度の「廃止に向けた検討」をすべきとのご見解を採っておられます(*)。そして、このようなご見解は、</p> <p>(1) 制度の不知。 (2) 徴収の不公平（私的録音録画を行わない人からも補償金が徴収されること）。 (3) 二重負担の可能性。 (4) 分配の不透明性。</p> <p>等の問題点の指摘がある一方、技術的保護手段の普及とその法的保護の存在と個別徴収の可能性、機器の汎用化の進展等の状況を根拠とされています。このような立場に立つ同協会は、指摘されている問題点を解決する技術、すなわち、私的録画を行わない人に課金せず、しかも二重課金を避けつつ録画する人に課金しうる技術をすでにお持ちであるか、又は、そのような技術の構想をお持ちのほうです。</p> <p>しかるに、「EPN」に関する同協会の提案資料(*)をみれば、「EPN」は、コンテンツを暗号化するもののコピーを何ら制限するものではありません。したがって、上記において同協会らが指摘された私的録画補償金制度の問題点を解決するような機能（録画しない人には課金せず録画する人のみに課金する機能）を有する（可能性のある）技術であるのかどうか検討すべきであると考えます。</p> <p>本答申においては、無制限の私的複製を可能とする「EPN」の採用の方向性を要請しながら、権利者に対する私的録画補償金制度その他の補償措置については検討が行われておらず、権利者保護の視点・施策の検討が不十分であると考えますので、かかる不十分な検討に基づく本検討要請については反対します。</p> <p>2. 「EPN」について、現行法制上の「技術的保護手段」としての位置づけが不明確であり、回避措置が行われた場合に、権利者として取り得る手段が不明確です。「EPN」が、コピーコントロールではなく、アクセスコントロールに係る技術であると解されるとすれば、現行の技術的保護手段回避規制（著作権法による。罰則あり）の対象とならない可能性があることになります。「EPN」採用の可否の判断に際し、当該技術が、現行法制上その回避が規制される「技術的保護手段」に該当するか否かは重要な判断要素のひとつであると考えます。</p> <p>この点、本答申41頁の「今後の対応について」の書き出しは、「デジタル放送における著作権保護の仕組みのあり方に関しては」となっており、本答申では「EPN」を著作権保護技術と位置づけているように思われます。</p> <p>しかしながら、著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループの報告書(*)では、複製を制限する手段（コピーコントロール）を技術的保護手段の対象とし、たとえばDVDビデオのCSS(Content Scramble System)のような暗号化技術（いわゆるアクセスコントロール）は「著作権」を保護する技術ではないと位置づけており、技術的保護手段の対象外であると理解しているものと思われます。（当協会は必ずしも上記見解に同意するものではなく、CSSのような暗号化技術であってもCCI(Copy Control Information)も入っていること等から、著作権保護技術だと考えていますが、）上記著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループのご見解に従う限り、「EPN」がコピーコントロールを行う手段でないことと解される以上、現行著作権法上の技術的保護手段といえるか甚だ疑問です。あるいは、インターネットへの再送信を防止する技術であることから、公衆送信権を保護する技術といえるのかもしれませんが、いずれにしても、「EPN」が著作権法2条1項20号の技術的保護手段に該当するといえるかどうか、いえるとするばどのような根拠によるものか、十分にご説明をいただくことが、権利者にとっても当該技術の利用者である視聴者にとっても、非常に重要なことであると考えます。本答申においてかかる疑問点に対するご説明はなく、関係当事者間で答申内容に沿った検討を進めていくには不十分であるように思われます。</p> <p>以上のとおり、「EPN」について充分なご検討・ご説明がなされているとは思われませんので、「『EPN』の取り扱いとしていく」（本答申42頁）という本検討要請について、反対です。</p> <p>3. デジタル放送により放送されたコンテンツを視聴者がデジタル機器に録画する場合、当該録画の時点で、オリジナルの放送コンテンツについて一回のデジタル複製（第一世代コピー）が行われることになります。現状では、第一世代コピーである限り、このコピーをデジタル機器間で「ムーブ」することは可能とされており、この限度で視聴者による「私的複製」が許容されているといえます。</p> <p>しかし、「EPN」が予定しているような第二世代以降のデジタル複製を無制限に可能とするような態様での複製が、果たして著作権法や条約において認められる、「権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」に該当すると思えるのか、アナログ放送時に行われていた「私的複製」の範囲と同等の複製を、デジタル放送にそのまま適用すべきとの判断を行うことが果たして妥当なのか否か、（過去にも議論され続けてきた問題ではありますが）改めて検討すべきであると考えます。</p> <p>当協会としては、デジタル放送（受信機）に対する視聴者の理解を得ることに傾注する余り、拙速に「EPN」取扱いの方向性を結論づけることは、以下に述べるのとおりコンテンツ製作者の製作意欲ないしデジタル放送へのコンテンツ提供意欲をそぐことになりかねず、ひいては、コンテンツの多様性確保等最終的な視聴者の利益に資する結果を阻害する要因のひとつになりかねない点を危惧するものです。</p> <p>デジタル放送の対象となるコンテンツの多くは、パッケージビデオ商品のコンテンツと重なるものです。アナログ放送においては、その録画物とパッケージ商品との品質には大きな差異がありました(*)が、デジタル放送のデジタル録画物は、その画質に劣化がなく、市場におけるパッケージ商品と同一の内容・品質となり得るものとなります。そうである以上、デジタル放送の録画物は、パッケージビデオ商品との市場において完全に競合することとなり得るものであり、コンテンツ権利者としては、自己のパッケージ商品の競合商品であるデジタル放送へのコンテンツ提供について慎重にならざるを得ません。これは、デジタル放送におけるコンテンツ多様化の阻害要因を生じることを意味するものと考えます。</p>

	所属団体区分	意見	理由
65 (うき)	権利団体		<p>以上のとおり、「EPN」採用の可否検討に当たっては、「Digital to Digital」での無制限の複製を可能とすることの法的妥当性や、それがコンテンツ権利者に与えるインパクトをより慎重に検討すべきところ、本答申においては、かかる点について十分な検討が行われたとは認められないため、当協会としては、本検討要請に反対します。</p> <p>4. 情報通信審議会答申においても「行政として、放送事業者、受信機メーカーのみならず、著作権に係る行政、消費者、権利者等幅広い関係者の参加を得た、上記のような多角的な検討に相応しい適切な場を設定することが要請されているところですが、当協会としても、放送行政、著作権行政、競争法行政等、行政組織間相互の連携による、省庁横断的な検討・協力を強く要請するものであります。</p> <p style="text-align: center;">以上</p> <p>【参考資料】</p> <p>(*1)「私的録音録画補償金制度の問題点とJEITAの見解」((社)電子情報技術産業協会) http://www.jeita.or.jp/japanese/hot/2005/0819/0819.pdf</p> <p>(*2)「地上デジタル放送のコンテンツ保護に関するJEITA提案内容」 (平成18年3月2日 社団法人電子情報技術産業協会デジタル家電部会コンテンツ保護検討委員会) http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/joho_bukai/pdf/060302_1_2.pdf</p> <p>(*3)平成10年12月「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ(技術的保護・管理関係)報告書」第2章第4節 http://www.cric.or.jp/houkoku/h10_12_1/h10_12_1.html</p> <p>(*4)もちろん、録画のソースがアナログ放送かデジタル放送かは、著作物の利用という観点からは理論上区別すべき理由はありません。それゆえ、私的録画補償金の受皿等を検討した私的録画委員会(録画に関わる権利者で構成)は、平成6年1月21日付中間報告書で、すでに放送からの録画を制限する技術の導入を要求しています。</p>
66	権利団体	<p>高価値コンテンツ用配給チャンネルとしての民間デジタル地上波テレビ放送競争力の最大化</p> <p>コンテンツプロバイダーは、高価値コンテンツのライセンス決定を行う際にさまざまな要因を考慮します。その一つはそのコンテンツ放送に際してかかるコンテンツが配給後無許諾コピー及び無許諾再配給から保護されるか否か、またどの程度くらい保護されるかという問題です。条件付きアクセス(「conditional access」、CA)システムはコンテンツ保有者にエンド・ツー・エンド型(終端間)コンテンツ保護を提供し、こうした危険を最小限に留めることができます。高価値コンテンツのための配給チャンネルとしてその競争力を最大限に高めるために、民間デジタルテレビ局は終端間保護を組み込むだけでなく、適切なコピー保護信号方式も取り入れなければなりません。</p> <p>日本国内で発信されている既存のCOG信号方式は無制限コピー及び無許諾再配給から放送コンテンツを保護するための効果的基準となっていますが、COG信号方式の採用のみでは残念ながら、コピー管理規則多様化により異なった種類のコンテンツへのさまざまな消費者のニーズに応えるにはコンテンツ所有者や放送事業者の柔軟性に限界があるという副次的作用が生じます。COG信号方式使用を外して放送事業者の能力を条件付アクセスシステムとの競争に向けさせる代わりに、現行のCOG信号方式に出力保護付きコピー制限なし(EPN)信号方式の任意使用を補完するほうがより良い選択です。既存のCOG信号方式にEPNを加えることによりコンテンツ保護の柔軟性が強化され、幅広い選択肢を持つテレビ番組へのアクセスの幅拡大により消費者にとっての利益がもたらされると考えます。v</p>	
67	権利団体	<p>近接ベースでのコンテンツ局所化及び無許諾再配給に対する放送コンテンツの効果的保護の見込み</p> <p>EPNマークが付いたコンテンツで作られるコピーには数の制限がありません。EPNマークがついた放送コンテンツをコピーするに際して、COGマーク付きコンテンツを外して最初に録画したものを消すという条件はついていないので、EPN放送コンテンツの無制限コピーは日本以外の場所を含めてそのコンテンツを最初に受信した個人や家庭の枠を超える視聴に繋がるという大きな危険があります。この理由から、日本国内の放送コンテンツにCOG信号方式を付けるという現在の選択は広範な配給に対する効果的保護を提供しているものであり、既存のデジタルコンテンツ保護システムすべてから全幅の支持を得るもいのです。</p> <p>従って、こうした消費者の高度化された柔軟性をしっかりと推し進めるためには、EPNの使用はEPN付きコンテンツが積極的かつ局所的に近接したコンテンツ保護を持った技術を使って保護されるという条件と一対でなければなりません。新しく出てくるデジタルコンテンツ保護(開発途中にある新しい保護技術)の多くは、家庭などのローカルエリア・ネットワークを越えた再配給からEPNコンテンツを含めて保護付きコンテンツをより一層効果的に管理するためのメカニズムを取り入れるでしょう。こうした積極的なローカライゼーション(局所化)は複数世代での一連のコピーを可能にする一方で、広範な再配給の危険も幾分軽減されます。単にEPN状態へのシグナル発信規制への切り替えが行われるとしても、コンテンツ保護技術に積極的なコンテンツのローカライゼーション規制をせざに行われるとしたら、無制限のコピー及び無許諾再配給に繋がる可能性がありますし、インターネットを介して日本以外の場所でもそれが起きることになるでしょう。</p>	
68	権利団体	<p>COGマークコンテンツの複数コピー作成に関連する技術的説明</p> <p>情報通信審議会の答申の中では、ビルトイン・デジタル・チューナーがついたデジタル録画機器の利用者はCOG付きコンテンツのバックアップ作成あるいはコピーの移送が現時点では難しいという但し書きが示されています。しかしながら、5C Digital Transmission Content Protection (DTCP)ライセンスにより製造業者は2つの第一世代コピーをCOGマークデジタル信号の異なった録画メディアにコピーできるデジタル録画機器を作ることができます。こうした2つの異なったコピーに加えて、こうした録画機器はこの2つのコピーのバックアップコピーを作るように設計することもできます。また、ユーザーは34台にDTCPすべてを一台のデジタルテレビ受信機接続すれば、受信機のDTCPデジタル信号出力から複数の第一世代の録画を作ることができることを述べるべきです。5C DTCPはCOGマークコンテンツをサポートしているので、COGコンテンツが移送やバックアップ操作の間に失われてしまうかもしれないという不安を軽減してくれます。</p>	
69	消費者団体	<p>コピーワンスからEPN(インターネットへ送信禁止)ヘルール変更を求めるとしている、本中間答申を支持します。</p>	<p>地上放送のデジタル化は、消費者不在で進んでいます。デジタル放送にコピーワンスが採用されていることを認識している消費者は非常に少ないものと思われる。今後、不本意ながら受信機等を買換えた消費者は、今までアナログできていたことができないという事態に陥り愕然となることが十分に予想されます。機器の故障ではないかと考えるのは当然の結果です。あくまで指摘に使用している消費者に対し、起こるかもしれないという悪用を理由に不便を強いることには納得がいきません。デジタル化対応のために経済的負担を強いられ、さらに前にできていたことができなくなるのでは、協力しようという気持ちも失せます。もし2011ねんにスムーズにアナログ低派を行いたいと考えるのであれば、常に消費者を向いた対策を立てるべきです。</p>

	所属団体区分	意見	理由
70	個人	<p>9/4に、全国消費者団体連絡会50周年記念シンポジウムに参加した際、地上デジタル放送の録画ルール「コピーワンス」の話聞き、内容を知りました。</p> <p>私はテレビ放送を見ることを趣味にしており、早い時期からDVD録画機能付のハードディスクを購入し、ビデオテープからの脱皮を図りました。HDDの機能のすばらしさを知り、それを活用し、個人的に編集し、自分の趣味として楽しんできました。もちろん、家庭においてのものであります。</p> <p>地上デジタルのCMを見るにつけ、2011年から変わること理解していましたが、今回の著作権保護方式の「コピーワンス」を実施するという話には、納得できないものがあり、意見させていただくことにしました。</p> <p>著作権は守られるものであり、保護の観点よりある程度の制御は現在の状態より強化されることは致し方ないものであると理解しています。しかし、私のようにテレビ放送を楽しみ、それを趣味として活用することで、日々の活力としている人たちは大勢いると思います。</p> <p>その中でも、応援している芸能人、スポーツ選手など日ごろ見られない姿がテレビを通して見られることで、何度も見返したい、それも好きな場面だけを残したいと願う思いは強いはず。お互いにその感動や喜びを分かち合いたい仲間もいます。</p> <p>もし、地上デジタル放送に変わること現在のよう編集ができなくなる、HDDに録画したものを1度DVDに入れた後は、消去されてしまうといったものになってしまう場合、このように「趣味」や「楽しみ」としてそれを日々の活力源としているものにとっては、生活のマイナスとなります。それは、全国への地上デジタル放送普及を掲げている国にとってもマイナスになることではないでしょうか。</p> <p>著作権保護の制御方法を「コピーワンス」といった考え方ではない方法でご検討いただきたいと思っております。</p> <p>私のようにテレビ放送を必要としている生活者にとって、がっかりさせるような放送にならないことを祈願します。</p>	
71	大学	<p>現在、デジタル放送の全ての放送番組は「コピーワンジェネレーション」の取り扱いとなっているが、これらを「EPN」の取り扱いとしての方向で検討していくことに賛成である。加えて、公共性の高い放送に関しては、暗号化をすべきではないと考える。</p>	<p>①著作権保護のためには、最低限インターネットへの送出禁止のみを規定すればよい。私的な録画を著作権保護のために不可能にすべきではない。</p> <p>②電波は、公共性が高いものである。とりわけ、より公共性が高いものは暗号化してその利用を妨げるべきではない。</p> <p>③コピーワンス方式の導入にあたっては、利用者の意向を聞いていない。方式の決定過程が不透明である。</p> <p>今後、情報・通信分野ではさまざまなルール化がなされていくと考えるが、その決定過程にあたっては消費者の参画を強く求めるものである。</p>
72	放送事業者	<p>デジタル放送の録画制限について、「放送のデジタル化の利便を、全ての視聴者に還元していくためには、デジタル放送コンテンツの充実が不可欠であり、制作・流通のインセンティブを確保する一定のコンテンツ保護の仕組みが必要」との考え方、及び、「この必要性がアナログ放送時に比べ高まっていることについて、視聴者の理解を得ることが重要」という考え方は、支持する。しかしながら、デジタル放送の録画制限を、「コピーワンス」から「EPN」へと転換することについては、疑問もある。「EPN」は、インターネットへの流出は阻止できても、いわゆる「海賊版」など不法な複製への対処としては不十分。</p> <p>今後、著作権保護方式の検討について透明性を高め、その重要性に関する周知のあり方、社会システムのあり方、著作権保護技術のあり方などを総合的に検討していくための議論の場を設定することについては、支持する。</p> <p>そして今後の検討においては、著作権保護のための負担を、関係者全体で担うことを念頭において、議論を進めることを要望する。</p>	<p>放送コンテンツの流通手段は、飛躍的に拡大している。インターネット上への流出阻止は、緊急の課題である。また、海賊版など違法な複製品の大量流出も、コンプライアンス上の問題とビジネスチャンスの流出という観点から、厳正な対処を求めたい。</p> <p>単に技術的な側面からだけではなく、法体系の整備を含めた社会システム全体を見直し、合わせて、その重要性を告知していくことの必要性は異論をさしはさむ余地はないと考える。</p> <p>現状、デジタル放送における著作権保護においては、B-CASカードの管理や、スクランブル装置の設置など、放送事業者に対する負荷が大きい。著作権が侵害されることにより、被害を被るのはライツホルダー全体の問題であることを考えると、放送事業者など特定の者に負担が集中するのは、公正でないと考えられる。</p>
73	メーカー	<p>・2011年のデジタル放送への全面移行を実現するために必須の対応である。</p> <p>・消費者の利便性向上のため、12月を待たず早期結論を得ることを望む。</p>	<p>・現在の「コピーワンジェネレーション」の取り扱いでは、消費者に対する利便性が、アナログ放送より劣ることになりデジタル受信機の普及を進めていくことは困難になるため。</p> <p>・地上デジタル放送は、本年12月から全国で放送されるが、消費者の受信機購入に対する不安解消のため、早期結論が必要</p>

	所属団体区分	意見	理由
74	メーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多角的な検討の場の設定に関しては賛成する。 ・ 視聴者目線での議論と早期結論を得ることを望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年の確実なデジタル放送への全面移行を実現するために、視聴者の理解を得ることは重要であるため。
75	消費者団体	<p>女子アナがデジアナや高感度の高いタレントを使ったCMのイメージだけで、私自身を含め、多くの人が地デジの何であるかをわかっていません。ごく一部の人の違法行為による著作権者の損失を回復するために、お孫さんのビデオがもらえなくなりますよと友人に話すとびっくりされるのが現実です。</p>	
76	消費者団体	<p>コピーワンス等、著作権保護の運用の見直しについて 指摘録画について、今まで消費者が出来ていた事が出来なくなるのは反対です。コピーの回数に制限を設けたり、インターネット上に流せなくするような方法もあると聞いています。「コピーワンス」の導入には反対です。</p>	<p>地上デジタル放送導入についてなんら意見を聞かれたわけでもなく、強制的にシステムを変えることの負担を一方的に強いられる消費者にとってテレビ録画までアナログのときとは違う「コピーワンス」を導入されることには何のメリットもないので反対です。</p>